

決算審査特別委員会

令和4年9月9日

午前9時開議

於斑鳩町第一会議室

議長

伴吉晴

委員長

横田敏文

副委員長

坂口徹

出席委員

溝部真紀子

齋藤文夫

大森恒太朗

木澤正男

奥村容子

理事者出席

町長

中西和夫

副町長

加藤惠三

教育長

山本雅章

総務部長

西巻昭男

総務課長

仲村佳真

政策財政課長

真弓啓

住民生活部長

栗本公生

住民生活部次長

北典子

福祉課長

中原潤

同課長補佐

細川友希

同課長補佐

羽根田久枝

国保医療課長

猪川恭弘

都市建設部長

上田俊雄

建設農林課長

手塚仁

同課長補佐

田中弘二

同課長補佐

平本吉男

都市創生課長

福居哲也

同課長補佐

柳井孝一朗

同係長

土谷純

上下水道課長

岡村智生

同課長補佐

上田和弘

会計管理者

安藤晴康

教育次長

本庄徳光

教委総務課長

松岡洋右

同課長補佐

三原進也

同係長

松本暢之

生涯学習課参事

平田政彦

同課長補佐

大野彰彦

議会事務局職員

議会事務局長

佐谷容子

同係長

吉川也子

( 午前9時00分 開議 )

○横田委員長 おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまから、本日の会議を開きます。

昨日に引き続き、審査を行ってまいりたいと思います。

それでは、認定第3号 令和3年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について審査を行います。

理事者の説明を求めます。 栗本住民生活部長。

○栗本住民生活部長 おはようございます。

それでは、認定第3号 令和3年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明をさせていただきます。

はじめに、議案書を朗読します。

認定第3号

令和3年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
標記について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の認定を求めます。

令和4年9月1日 提出

斑鳩町長 中西 和 夫

それでは、着座にて失礼をいたします。

まず、令和3年度 歳入歳出決算書の22ページをご覧をいただきたいと思います。

令和3年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計の歳入歳出決算は、歳入総額が29億1,624万3,882円、歳出総額が29億8,296万4,857円、歳入歳出差引額は6,672万975円の歳入不足となりました。このため、令和4年度会計において、繰上充用の予算補正の措置を行い、決算を終えたところでございます。それでは、決算の状況につきまして、歳出の部から各款ごとにご説明をさせていただきます。

主要な施策の成果報告書資料編、173ページから178ページの第1款 総務費であります。はじめに173ページ、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費では、国民健康保険事業に携わる職員の人件費及び事務の執行に要する費用を支出をいたしました。令和3年度末現在の国民健康保険の加入世帯数は3,478世帯であり、総世帯に占める割合は28.7%、被保険者数は5,476人で、総人口に占める割合は19.4%となっております。被保険者数はいわゆる団塊の世代の方の後期高齢者医療制度の移行により、減少傾向となっているところでございます。次に174ページ、第3目

共同事業負担金であります。国民健康保険事業の県単位化に伴い、医療費通知やジェネリック医薬品の差額通知など、各市町村が共通して実施していた事業を県の国保事務支援センターで共同事業として実施しており、その事業に対する負担金を支出をしております。次に175ページから178ページ、第2項 徴税費であります。国民健康保険税の賦課徴収に携わる職員の人件費及び賦課計算業務委託料等に係る費用を支出をいたしました。176ページには、現年課税分の状況について上段の表に記載をしております。一番下、令和3年度の合計欄でございますが、調定額5億3,223万4,600円に対しまして収入済額は5億2,014万857円、収納率は97.7%で、前年度比0.2ポイントの増となっております。また、国の財政支援を受けまして、新型コロナウイルス感染症の影響による減免を実施をしております。実施状況につきましては、下段の表に記載をしております。次に177ページ、滞納繰越分の状況でございます。一番下の行になりますが、調定額9,104万7,765円に対しまして、収入済額は1,633万6,324円で収納率は17.9%、前年度比3.9ポイントの減となっております。なお、滞納処分の実施状況につきましては、恐れ入ります175ページにお戻りをいただきまして表に記載をしておりますように、差押で9件、滞納額172万円を処分をしております。また、換価、配当があったものは12件、金額で175万7千円となっているところでございます。次に178ページの不納欠損処分の状況でございます。処分人数は55人、金額で963万9,449円となっております。

次に、第3項 運営協議会費であります。令和3年度の国民健康保険運営協議会は3回開催し、国保特別会計の予算・決算の状況、特定健康診査の実施状況、適正な保険税率等についてご審議をいただき、令和6年度の奈良県の保険税率の統一化を踏まえまして、税率の改定を行ったところでございます。

次に179ページから182ページ、第2款 保険給付費です。はじめに第1項 療養諸費では、前年度と比較をいたしますと7,465万276円の増となっております。新型コロナウイルス感染症に対する社会の行動変容により、受診控えが徐々に減少したものと考えているところでございます。次に、181ページ、第2項 高額療養費であります。前年度と比較をいたしますと、371万282円の減となっております。次に182ページ、第4項 出産育児諸費であります。出産育児一時金の給付件数は8件で、前年度と比較をいたしまして13件の減となっております。次に、第5項 葬祭諸費であります。葬祭費の給付件数は33件で、前年度と比較して4件の減であります。

次に183ページから184ページ、第3款 国民健康保険事業費納付金であります。

国民健康保険事業の県単位化に伴い、保険給付に要する費用を奈良県が全額負担することとなるため、その財源として各市町村は県から示された事業費納付金を納めることとなっております。第1項 医療費給付費分で5億7,879万9,622円、第2項 後期高齢者支援金等分で1億6,247万2,101円、184ページの第3項介護納付金分で5,165万724円を納付をしております。

次に、第4款 共同事業拠出金であります。退職者医療に係る事務拠出金を支出をしております。次に185ページ、第5款 財政安定化基金拠出金であります。天災等の特別な理由による収納不足などが生じた場合に、奈良県の基金から収納不足額の2分の1以内で交付を受けることができ、県内でこうした基金から交付があった場合、その財源について、国、県、市町村が3分の1ずつ負担することとなっております。なお、令和3年度では拠出はございませんでした。

次に、本ページから186ページ、第6款 保健事業費であります。はじめに、第1項 保健事業費では、人間ドック健診の助成として95件、177万1,805円の助成を行っております。また、医療費適正化対策として、エイズパンフレットを購入し、被保険者に配布をしたところでございます。次に186ページ、第2項 特定健康診査等事業費では、生活習慣病を引き起こすメタボリックシンドロームを早期に発見するため、個別健診に加えて集団健診を実施いたしました。令和3年度からは、来所対応での保健指導に参加しづらい働き世代の対象者に向けて、ICT等を利用した保健指導を導入し、夜間や休日の保健指導の利用機会を増やし、住民の生活習慣の改善や生活習慣病の重症化予防を図ったところでございます。

次に、第7款 基金積立金であります。積立はございませんでした。

次に、第8款 公債費であります。一時借入金等はございませんでした。

次に187ページ、第9款 諸支出金であります。はじめに、第1項 償還金及び還付加算金であります。過誤納付となった国民健康保険税を還付するほか、前年度に超過交付となりました交付金を精算還付したものでございます。次に188ページ、第2項 療養費等指定公費立替金であります。高齢受給者の自己負担額の軽減を図るための町の一時立て替えについて支給はございませんでした。

次に、第10款 予備費の充用はございませんでした。最後に、第11款 前年度繰上充用金であります。令和2年度会計において1億3,112万9,620円の歳入不足が生じたことから、令和3年度会計で繰上充用したものでございます。

続きまして、歳入決算の状況についてご説明をさせていただきます。恐れ入ります1

71 ページにお戻りをいただきたいと思います。第2表として歳入決算の内訳を記載をしております。なお、この表の決算額は千円単位で表記しているものでありますことを、あらかじめご承知いただきますようお願いを申し上げます。

1行目、第1款 国民健康保険税の決算額は5億3,647万7,181円であります。前年度と比較をいたしまして1,322万2,261円、2.4%の減となっております。被保険者の減少が主な要因でございます。

次に、第2款 使用料及び手数料は督促手数料を収納したものでございます。

次に、第3款 県支出金の決算額は21億3,737万1,028円であります。前年度と比較して1億8,744万3,428円、9.6%の増となっております。保険給付相当分であります普通交付金であります。歳出で説明させていただきましたように、新型コロナウイルス感染症の影響により、受診控えが徐々に減少していることなどが、保険給付費の増加の主な要因でございます。

次に、第4款 財産収入では、収入はございませんでした。次に、第5款 繰入金の決算額は2億3,658万3,097円あります。国民健康保険事業の運営に必要な人件費を含む事務経費などの法定の繰入金のほか、後期高齢者医療支援分の赤字を補てんするための財源を一般会計から繰り入れたものであります。

次に、第6款 繰越金では、決算余剰金は発生をしておりません。

次に、第7款 諸収入では、決算額が456万6,476円あります。国民健康保険税の延滞金のほか、第三者行為により発生した保険給付に係る損害賠償金、不正、不当な医療に係る返納金が主なものでございます。

最後に、第8款 国庫支出金の決算額は109万6千円あります。社会保障・番号制度システム整備費補助金として1万3千円、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国民健康保険税の減免について、その額の10分の6に相当する額を臨時特例補助金として108万3千円の交付を受けております。なお、残る10分の4につきましては、特別調整交付金により交付を受けているところでございます。

以上で、認定第3号 令和3年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてのご説明とさせていただきます。よろしく審議をいただき、原案どおり認定いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○横田委員長 説明が終わりましたので、国民健康保険事業特別会計について、質疑を受けいたします。 木澤委員。

○木澤委員 この国保特会については、県単位化されて以降、保険税について値上げも含

めて改定を進めてきましたけれども、以前は累積赤字一番多いときで6億円を超えていたと思いますけど、それをだんだん解消してきているという状況ですね。これまで一般会計からの繰入れも行ってきましたけれども、黒字に転ずる見通しが出るということで、それも解消していくという方針で、町のほうはこれまで進めてきていると思いますけど、今後の見通しがどうなっていくのかという点で、今年度で言うと、単年度で6,500万円黒字やというのが今後も続いていくというふうに思っているのか、この間コロナ禍で病院にかかる人が減って、医療給付費が減ってきたけれども、2年度から3年度でちょっと行く人が増えてるということなので、まだまだこれが伸びていくと見るのか、その辺のところの見通しは担当課としてはどういうふうに思っているのでしょうか。

○横田委員長 猪川国保医療課長。

○猪川国保医療課長 今、ご質問の今後の国保財政の見通しということでございますけれども、先ほども申されましたように、県単位化の中で、令和6年度からの保険料の統一ということに向けて、今、税率の改定も進めているところでございまして、その中で累積赤字も徐々に解消させていただいてるところです。それにつきましては、令和6年度以降も、それまでにそういった状況の中で今後も累積赤字は解消されていきつつ黒字が保たれる、もしくは黒字、給付の状況等、全体的な収支の状況はなかなか見込みが難しいところではございますけれども、税率改定による収入の増というのは続く中で、会計としての安定はしていくということになってくると考えているところでございます。

○横田委員長 木澤委員。

○木澤委員 令和6年度で統一保険料率に合わせて引き上げていくということで、黒字は保っていくという答えやっただんですけど、今現在、累積赤字っていくらになっているのでしょうかね。

○横田委員長 猪川国保医療課長。

○猪川国保医療課長 今年度の決算額と重複しておりますけれども、令和3年度、現時点で6,672万975円の累積赤字という状況になっております。

○横田委員長 木澤委員。

○木澤委員 値上げをしなかった場合はどうなっていくというように思っていますか。

○横田委員長 猪川国保医療課長。

○猪川国保医療課長 これまで、令和2年度、3年度、法律の改定のほうをさせていただいてる中での黒字ということでございますので、いわゆる徴収率も今まで非常に上がってきておるという中で、黒字が多く含まれていますけれども、料率をもちろん変えてい

かないということになりますと、給付に見合う保険財源を確保できないということになりますので、黒字が同じような形で発生するのはなかなか難しいのではないかというふうに考えています。

○横田委員長 木澤委員。

○木澤委員 今回1人当たりの医療費で見ると、2年度から3年度にかけてはどういうふうになっているのでしょうか。

○横田委員長 猪川国保医療課長。

○猪川国保医療課長 令和3年度におけます医療費の1人当たりの額でございますが、被保険者1人当たりで計算いたしますと41万8千円程度になっております。昨年度、前年度では、コロナ感染症の影響によりまして、受診控えがあったと想定される中で、前年度と比較しますと2万5千円程度の増にはなっておりますが、さらに1年前の元年度と比較しますと、まだ5千円、1.2%の減と、そんな状況が現状でございます。

○横田委員長 木澤委員。

○木澤委員 コロナ禍というのは誰も想定できなかったことではあるんですけども、県が医療費適正化計画をつくっていて、その中で給付費の伸びを見込んでおられると思うんですけど、例えばそれと合わせると、今の時点で言うかどうかという段階にあるのかというのは分かりますかね。

○横田委員長 猪川国保医療課長。

○猪川国保医療課長 そういった適正化の推移とかは把握、今現在資料がありませんので、ちょっと答えが難しいです。申し訳ありません。

○横田委員長 木澤委員。

○木澤委員 当然、県は統一保健料率に合わせてくださいということ言うてくるんですけど、医療費の伸びと、やはり町の会計中で黒字が保てていける状況があるんだしたら、値上げをする必要はないというふうに思うんですよね。県が言うてきてる最初に示した料率ですね、こちらのほうを変更するかどうかという点について、この間、本来やったら令和3年度という見直しなんですけど、そこでコロナ禍もありということで先延ばしになってますけど、それが示される段階ですね、どの段階で県が判断をされるというのは時期的なものは聞いてますか。

○横田委員長 猪川国保医療課長。

○猪川国保医療課長 昨年度はコロナ禍の影響もありまして、昨年度の見直しの予定は令和4年度に先延ばしになっているという状況の中で、年度末までの11月、12月頃に

は、県のほうから新たな目標額、保険料率の提示があるというふうには聞いております。

○横田委員長 木澤委員。

○木澤委員 そうしたら、またその話はその段階でさせていただこうと思いますけど、今回資料を請求させていただいてまして、資料2という形で、国民健康保険事業の所得階層別の一覧表というの出していただいているんですけど、これを見ていただいたらわかりますように、所得で言うと200万までの方が70%越えて8割近い状況になっているんですね、僕も見てびっくりしましたけど。そんな状況の中で、保険税ばかり上がっていても、払えない人が増えてくるのは当然やろうなというふうに思いまして、当然、もともと県単位化する際に、知事会からも、町村会からもそうですけれども、国保会計、この制度事業自体はもう財政的に破綻しているよということで、国からの1兆円の繰入れが必要だと言うてましたけど、結局繰入れは1兆円に満たない、半分にも多分いってないと思うんです。そうした中で、今後被保険者の負担軽減をどうしていくのかということは真剣に議論をしていかなければいけないというふうに思いまして、一般質問なんかでも質問させていただいてましたけれども、まずはやっぱり子どものいる世帯に対する軽減ですとか、それも含めた社保にはない均等割、平等割をなくしていくとか、そういう方向で議論を進めていかないといけないかなというふうに思うんですけど、今後の被保険者の負担軽減策について検討していただきたいというふうに思うんですけど、これについてはいかがでしょうか。

○横田委員長 猪川国保医療課長。

○猪川国保医療課長 今おっしゃいましたように、国民健康保険というのは、平成30年度から奈良県の単位化で進んで運営が実施されておるところでございます。そのため保険料等の減免方法につきましても、昨年度から統一した考え方で実施されているところでございます。今おっしゃっていただきましたような、負担の軽減する政策につきましても、奈良県としての国民健康保険として実施されているものと考えておりますので、町単独で何かを実施するというのは、なかなか今現時点では難しいと考えております。

○横田委員長 木澤委員。

○木澤委員 去年、条例改正もして、減免の基準を統一するということでされましたけど、確かに当然県がやるべき減免というのも実際に実施してほしいと思いますけど、県はその実施に対してはどういうふうに言うてるんですか。当然、県がやるべきものですよ。

○横田委員長 猪川国保医療課長。

○猪川国保医療課長 減免そのものについて基準を統一したというのは、各市町村で統一



保険料を目指す中で、各市町村が財源を確保していく必要のある部分について、奈良県が目指されてるのは、奈良県に住んだらどこでも同じ保険料ですよという前提の中で、各市町村がばらばらに減免というのを考えていきますと、当然必要な保険料を集めるとするのは難しいですし、今統一して実施していこうと考えてる部分についてもすぐわなという部分ありますので、そういった意味で保険料などの減免については同じ基準で、どこの市町村でも実施する必要があるという中で、今、改正が行われるということでございます。

○横田委員長 木澤委員。

○木澤委員 いやいや、私言うてるのは、さらに踏み込んで、被保険者の負担軽減のための減免を県が基準を設けて実施していくべきだと。先ほど課長も、そういう意味で県が実施すべきだというふうにおっしゃったのかなと思いますけど、町から県に対して、県がきちっと基準をつくって減免してくださいよという声をあげていただいているんでしょうか。

○横田委員長 栗本住民生活部長。

○栗本住民生活部長 この国保税の6年度から統一化に向けて、いろいろ県からも説明に町長のところにも来られています。その際も、こうしたら安く抑えられるんじゃないかということは、町からも提案をさせていただいてますので、そういったことはきっちり県のほうで調整していただけるものというふうに考えております。

○横田委員長 木澤委員。

○木澤委員 この間、国のほうから必要な分に満たないですけど、一定の財政支援があって、県のほうからは独自の財政支援というのはまだ見られてないというふうに思うんですよね。だから、県のほうが町と同じく保険者になりますんで、なおかつ市町村が独自に一般会計から繰入れてやっていたような減免について廃止させて基準を統一するといふんだったら、きちっと県が自分ところの財政を使って、一般会計から繰入れをするなりして、やはり被保険者の負担軽減のための独自の減免を行っていただきたいというふうに思いますんで、町からも声をあげていただいているということなんで、それは引き続きお願いをしておきたいと思います。

○横田委員長 加藤副町長。

○加藤副町長 今ちょっと独自減免という話の要望ということですけども、新たに独自減免をという話はさせていただいておりません。令和3年4月から新たな統一の減免規定を設けられて、県下市町村の公平性の担保というところで改正をさせていただいてお

ります。それで、具体的には、利用者負担と先ほど栗本部長が言いましたけれども、そういった今の賦課、徴収の取扱いをどうするかとか、そういった形での県に対してのご意見はあげさせていただいておりますけれども、今、木澤議員がおっしゃっております減免ということについては、町としては申しあげておりません。減免にしてしまいますと、新たにその分の減免が減った分をまた徴収の賦課のほうに反映させていく必要がありますので、結果的にはまた税率が上がってしまうということになりますので、そういったことについては、要望のほうはしておりません。

○横田委員長 木澤委員。

○木澤委員 今、そもそも財政的に収入が足りない、それが保険税で集めていって、被保険者の負担になってしまっているということですよ。本来やったら、国がきちっと繰入れ、財政支援をして、被保険者の負担を減らしていくとすることをしないと、もうすでに破綻してしまっているような状況の下で、今後どうしていくのかという、そのところは一番大事なことやというふうに思うんです。県のほうからかて、減免をして一般会計からきちんと財政支援繰入れをすれば、被保険者の負担にはならないというふうに思いますし、それはやり方としては別にありやというふうに思いますんで、それは別にきちんと求めていただければいいかなと思うんですけど。西巻部長、さっきから首を振ってはりますけど、何かおかしいことあるんやったら、言うてください。

○横田委員長 西巻総務部長。

○西巻総務部長 国民健康保険、そもそも何で保険料であったり、保険税というの取るんかといいましたら、受益者負担の原則、そういったものがありまして、多分私の記憶違いやったら申し訳ございませんけれども、5割5割、フィフティ・フィフティでやっっていこう、これが原則だだと思います。あえて減免なり負担を少なくすれば、公費をそれだけ投入できるのか、そういったルールがありますので、そういった意味では、ただ単に減免すれば公費が投入できる、そういった仕組みではないというふうに自分自身は考えておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○横田委員長 木澤委員。

○木澤委員 今、設定されてるのは5対5ですね。それに対して、一般質問で言いましたけれども、減免をするということについては法的には規制はされてないんです。それに対して一般会計をすることについても、国はペナルティかけませんと言うてますんで、やり方としてはできるというふうに私は思ってますし、例えば町議会でやると決めて議決をしたときに、それを県なり国なりがやったらいかんよというような規制はできるか

という、最終的には司法の判断になると思いますけど、私はできるというふうに解釈してますので、そういう話でちょっと疑問を感じましたので聞かせてもらいましたけど、手法としてはあると思いますし、被保険者の負担軽減をやっていくべきだというふうに、減免ですね、軽減というややこしいですけど、というふうに思いますんで、必ず減免でやらなければいけないというわけじゃないんですよ。いろんな方法はあると思いますけど、それについてはきちっと検討していただきたいなど。県に対しても、被保険者の負担軽減を何らかの形で別に構いません、必ず減免じゃないと駄目だというわけではないですけど、図っていかないとこれ以上もちませんよと、被保険者の所得階層から見ても。ということで、ここでこれ以上議論をしても、すぐ結論が出る問題じゃないんで要望にとどめて終わっておきますけれども、こうした問題がやっぱりあるというふうに思いますんで。さっき言うてた統一保険料率の関係については、県が方向性を示してきた段階でまた議論をさせていただきたいと思いますんで、今日のところは。

もう一件、182ページの出産育児金のところですよ。報告を聞いてて気になったんですけど、人数が21人から8人に減ってしまっている。ここの被保険者自体は減ってまじですけど、大きくは後期高齢のほうに行くと、高齢の方が抜けていっているということで、ちょっと前に社保の適用が広がったんで、そっちに行かれた方もいるんでしょうけど、ちょっとこの減り方は何なのかなと思いましたんで、その理由がわかるようやっただら教えてほしいんですけど。

○横田委員長 猪川国保医療課長。

○猪川国保医療課長 今ご質問いただきました出産育児一時金の件数が激減しているというところにつきましては、我々といたしましても、入っておられるいわゆる出産世代といわれる部分の人数については、そう大きくは変動はしておりませんが、減少していることにつきましては、ちょっと状況については明確にどういった状況なのかというのは把握はわからないというところがございます。

○横田委員長 木澤委員。

○木澤委員 今ちょっとわからないけど、やっぱり追及してほしいなというふうに思います。出生数減っているということなんで、町の将来にとっても非常に問題になるところでしょうから、子どもを産み育てていく環境を充実していくという点でも、原因はやっぱり探っていただきたいと思いますんで、お願いをしておきます。

○横田委員長 加藤副町長。

○加藤副町長 最後に1点だけ、今の国保の仕組みだけ改めてご説明をさせていただきた

いと思います。斑鳩町の場合、ここ何年か黒字ということで、今年度も提示させていただいておりますけれども、基本的には医療給付に係る分については、全て県から給付を受け入れてるという点で、今のところ黒字が確保できているという状況でございますので、今の黒字があるから保険料がどうのこうのというのは直接結びつかないということで、ご理解いただきたいというふうに思います。

○横田委員長 ほかに質疑ございますか。 伴議長。

○伴議長 国保について、私も整理させてほしいんですけど。まず、ちょっと前まで本当に5年それぐらいまでは、たしか3億5千万円ぐらい前後の累積赤字という数字がすごく私印象があるんですけど、今日聞いてみると6,672万ですかというようなところになっていると。実際のところ、なぜ3億、もっと言えば最大値は5億やったか、何か大きな数字でした。なぜなったんやと質問を何回とさせていただいた。国保料金をずっといらわずにきたからやというように私そのとき聞いた記憶があります。触らなかった、福祉の斑鳩やということで、ひとつ政策上触らなかった。ほかの要因もあるかも、ひとつ大きな要素として、そういうように私は答弁を受けた記憶があります。その中で現在こう下がってきていると。確かに料金の改定を私、逆にお願ひした。なぜか言うと、県に統一していく、その段階のときに私、話したと思います。そうしないと、はっきり言ってこれをどこで解消するんか、全額一般会計で入れていくんか、それは正直言ってやはり町民の意見がそれでいけるか。実際のところ、国保に加盟してない方のほうが多い。せやけど国保の大切さはみんなわかってます。持ち合いもわかってます。結局セーフティネットになってる部分も、決して、ある程度の年齢の方、自営業の方だけじゃなく、そういう部分も非常に要素もあるいうのもよくわかります。私はどっちかいうたら繰入金のほうに一般会計を、どっちかいうたら目がいってるというか。料金の話が今出ましたけど、これについては正直言って赤字解消に寄与してほしい、その段階では話、私したと思います。何しか残さんといてほしい。統一になっていく上で、全額を一般会計で何回かで、短期でいくか、長期で入れていくかというような話もあったように思います。今現在こういう形になってるのは、好ましいと逆に思っておるんですが、繰入金について、逆に言うたら、一般会計いうのは、国保に入っていない方が多い、国保はたしか2割ぐらいの方が国保、町民の中でなってるように今聞いたと思うんですけど、その中で、繰入金がずっとこれぐらいの金額を入れていかないと、これは維持できないんか、それを教えていただけませんか。

○横田委員長 加藤副町長。

○加藤副町長 今議長いろいろお話していただいて、まず、もともとの赤字累積というのは、過去税率の改定等を据え置きしてきたという影響で、金額的には大きくなっていてしまいました。5年前ぐらいに、またご意見をいただいたということで、平成30年から県単位化になって、そのときの当初の3年間の、県が斑鳩町に納付金の算定として求められた税率というのが、過去3年分の平均徴収率ということで95.2%で納付させていただいておりました。それが今日、徴収率を見ていただきましたように、97.8%にということで、2ポイント近く改善のほうをさせていただいております。

最近の赤字の解消というのは、先ほど申しあげましたけれども、基本的には医療の給付に係る分については全て県から資金が投入されておりますので、そういった意味では医療費に係る分については不安要素というのはございませんので、一定徴収等の努力をさせていただければ、何とか黒字化は確保できるという状況でございます。

それと、一般会計からの繰入金の関係でございますけれども、これも30年度から後期分の赤字補填ということで、一旦あくまでも赤字解消分ということで、令和6年度の統一保険料に向けましては、各自治体において、そこまでに赤字を解消しなさいということがございましたので、そういった意味で、短期的に一般会計から繰入れをさせていただいておりますけれども、今6,400万円ぐらい累積赤字ですけれども、令和4年度の決算状況を見ながら、早ければ、できれば6年度以降については、基本的には一般会計からの繰入れはしないということで考えておりますけれども、こういった形で赤字解消が早く進めば、来年度の予算についても、一般会計からの赤字繰入れ分の1,500万については投入しないような考え方で今現在整理をさせていただいております。

○横田委員長 伴議長。

○伴議長 そういうふうに考えていただいておりますが、やはり一般会計は、表現は悪いですけど、私流に言うたら打ち出の小槌でないと、正直言って大事な財源のひとつだと、自由度が高いというだけのことであって、そのあたりで言えばこれが解消されていくと、心配したほうが解消されていくということは非常に今お聞きしてよかったです。

○横田委員長 ほかに質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○横田委員長 これをもって、国民健康保険事業特別会計に対する質疑を終結します。

次に、認定第4号 令和3年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての審査を行います。

理事者の説明を求めます。 栗本住民生活部長。

○栗本住民生活部長 それでは、認定第4号 令和3年度斑鳩町介護保険事業特別会計 歳入歳出決算の認定について、ご説明をさせていただきます。

はじめに、議案書を朗読いたします。

認定第4号

令和3年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

標記について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の認定を求めます。

令和4年9月1日 提出

斑鳩町長 中西和夫

それでは、着座にて失礼をいたします。恐れ入ります、令和3年度歳入歳出決算書の28ページをご覧くださいと思います。

令和3年度介護保険事業特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算は、歳入総額が25億5,881万675円、歳出総額が24億9,651万4,642円、歳入歳出差引額は6,229万6,033円の黒字となっております。次に、本決算書の34ページをご覧くださいと思います。令和3年度介護保険事業特別会計の介護サービス事業勘定の歳入歳出決算は、歳入総額が1,094万9,360円、歳出総額が852万5,190円、歳入歳出差引額は242万4,170円の黒字となっております。

それでは、保険事業勘定の決算の状況につきまして、歳出の部から、各款ごとにご説明をいたします。恐れ入ります、主要な施策の成果報告書資料編の192ページから194ページの第1款 総務費であります。はじめに、192ページの第1項 総務管理費では、介護保険事務に携わる職員の人件費及び事務の執行に要する費用について支出いたしました。次に、本ページから193ページの第2項 徴収費であります。介護保険料の賦課徴収事務に要する費用について支出をしております。令和3年度の介護保険料の状況でございます。現年度保険料の調定額5億1,655万2,211円に対して収入済額は5億1,544万3,311円で、収納率は前年度と同様の99.7%となっております。次に193ページ、滞納繰越分の状況は、調定額356万6,950円に対しまして、収入済額は87万7,220円で、収納率は24.6%、前年度比5.7ポイントの増となっております。次に、第3項 介護認定審査会費では、介護認定審査会を設置している王寺周辺広域休日応急診療施設組合に対する負担金や認定調査、主治医意見書の作成などに要する費用について支出いたしました。次に、194ページの第4項 趣旨普及費では、介護保険制度の啓発パンフレットを作成をしているところで

ございます。次に、第5項 介護保険運営協議会費では、第8期介護保険事業計画・高齢者福祉計画の進捗管理等について審議するため、運営協議会を開催をしております。次に、第6項 地域包括支援センター運営協議会費では、地域包括支援センターの適切な運営等について審議するため、運営協議会を開催をしております。

次に、195ページから197ページの第2款 介護給付費であります。第8期介護保険事業計画における令和3年度の標準給付費24億3,289万7千円に対する介護給付費の執行割合は91.01%となっております。はじめに、第1項 介護サービス等諸費であります。要介護認定を受けた被保険者の居宅サービス、施設サービス、地域密着型サービス、居宅介護サービス計画の作成、福祉用具の購入、住宅改修などに係る給付費について支出いたしました。前年度と比較して、件数で414件、給付費で3,313万6千円の増となっております。次に、第2項 介護予防サービス等諸費であります。要支援認定を受けた被保険者の居宅支援サービス、居宅支援サービス計画の作成、福祉用具の購入、住宅改修等に係る給付費について支出をいたしました。前年度と比較して件数で845件、給付費で1,408万8千円の増となっております。次に、196ページの第3項 その他諸費では、介護報酬の請求に係る審査事務の手数料について支出いたしました。次に、第4項 高額サービス等費では、高額介護サービス及び高額介護予防サービスに要する費用について支出いたしました。同一月に利用した介護サービスの自己負担額が一定額を超えた場合に、その給付を行うものでございます。

次に、第5項 高額医療合算サービス等費では、高額医療合算サービスに要する費用について支出いたしました。介護保険の限度額と国民健康保険や後期高齢者医療などの医療保険の自己負担額を合算し、その負担限度額の超過額のうち、介護保険に係る負担分について給付をするものでございます。次に、197ページの第6項 特定入所者介護サービス等費では、低所得の要介護認定者等が、施設サービスや短期入所サービスを利用した場合に、食費や居住費に係る自己負担額が一定額を超えた場合、その超過額について給付するものでございます。次に、第7項 特別給付費では、令和3年度から地域支援事業対象外となった介護用品の支給における住民税課税者分や緊急通報装置の設置推進における要介護・要支援認定者の機器レンタル分について給付するものでございます。次に、198ページの第3款 基金積立金では、介護保険給付費準備基金への積立金について、令和2年度決算における黒字収支分及び当該基金の運用益7,993万8,638円を積み立てております。また、4千万円の基金の取崩しを行ったことから、令和3年度末の基金現在高は3億5,035万6,094円となっております。

次に、199ページから207ページの第4款 地域支援事業費であります。はじめに、第1項 介護予防・生活支援サービス事業費では、介護予防・生活支援サービス事業に要する費用について支出いたしました。第1目 介護予防・生活支援サービス事業費では、前年度と比較して、件数で291件、給付額で595万8千円の増となっております。第2目 介護予防ケアマネジメント費では、介護予防ケアマネジメント作成分が、前年度と比較して、件数で2件の減となっておりますが、給付額では47万8千円の増となっております。

次に、200ページから201ページの第2項 一般介護予防事業費であります。全ての高齢者を対象とした運動器機能向上教室・口腔機能向上教室・認知症予防教室等の実施や、地域における住民主体の介護予防のとりくみを強化するため、人材育成や活動支援を行ったところがございます。また、高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的な実施では、地域全体で高齢者を支え、健康寿命の延伸につなげることを目的に、高齢者の状態把握や健康教育を行ったところがございます。

次に、202ページから207ページまでの第3項 包括的支援事業・任意事業費であります。第1目 包括的支援事業費では、地域包括支援センターの運営に要する費用について支出をいたしました。包括的・継続的ケアマネジメントでは、日常的個別指導・相談支援困難事例等への指導・助言や地域におけるケアマネジャーのネットワーク構築等を行ったところがございます。次に、203ページから204ページの第2目 任意事業費では、介護給付費等費用の適正化、家族介護教室の実施や家族介護用品の支給、配食サービス、緊急通報装置の設置などの介護保険事業で実施する福祉サービスに要する費用について支出をいたしました。次に、205ページの第3目 在宅医療・介護連携推進事業費では、地域包括ケアシステム構築のための在宅医療・介護連携推進事業会議等を開催をいたしました。次に、第4目 認知症総合支援事業費では、認知症になっても住み慣れた地域で生活を継続するために、認知症初期集中支援チーム検討委員会を開催するとともに、認知症の人などに早期に関わる認知症初期集中支援チームを配置し業務を行ったところがございます。次に、第5目 介護予防ケアマネジメント事業費では、要支援や要介護のおそれの高い人が、自立して生活できるように支援を行いました。次に、206ページ、第6目 総合相談事業費では、総合相談事業を実施し、相談件数は759件となっております。次に、第7目 権利擁護事業費では、高齢者の権利擁護のための必要な援助を行うとともに、権利擁護について理解を深めるため、講演会を開催をいたしました。次に、第8目 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費



では、多職種協働による個別事例の検討を行い、地域のネットワークの構築、ケアマネジメントの支援、地域課題の把握などを推進をいたしました。次に207ページ、第9目 生活支援体制整備事業費では、社会福祉協議会に生活支援コーディネーターを配置し、地域における高齢者等の生活実態に合わせ、住まい、医療、介護、予防及び生活支援の体制を整備するため、地域の高齢者ニーズの把握や第2層協議体会議及び生活支援体制推進協議会の開催等の事業を実施をいたしました。

次に、第4項 その他諸費では、介護予防・生活支援サービス事業の請求に係る審査事務の手数料について支出をしたところでございます。

次に、第5款 諸支出金であります。令和2年度以前の第1号被保険者の保険料の還付、国・県の支出金の超過交付の返還金等について支出をいたしました。

次に208ページ、第6款 予備費であります。令和3年度では、充用はございませんでした。

続いて、歳入決算の状況についてご説明をいたします。恐れ入りますが190ページにお戻りをいただきたいと思っております。第2表として、歳入決算の内訳を記載をしております。なお、この表の決算額は千円単位で表記しているものであることを、あらかじめご承知いただきますようお願いをいたします。

第1款 保険料の決算額は5億1,632万531円であります。前年度と比較して、88万2,493円、0.2ポイントの増となっております。第2款 使用料及び手数料の決算額は1万4,800円となっております。保険料に係る督促手数料となっております。第3款 国庫支出金の決算額は5億6,394万212円、前年度と比較して3,011万6,466円、5.6ポイントの増となっております。第4款 支払基金交付金の決算額は6億2,230万1,493円、前年度と比較して1,599万644円、2.6ポイントの増となっております。第5款 県支出金の決算額は3億4,772万6,518円、前年度と比較して634万9,093円、1.9ポイントの増となっております。第6款 財産収入の決算額は13万202円、第7款 寄附金では、令和3年度の寄附金の受け入れはございませんでした。次に、第8款 繰入金の決算額は4億2,163万155円となっております。一般会計及び介護保険給付費準備基金からの繰入れとなっております。介護保険事業の運営に必要な人件費を含む事務経費と介護給付費等に係る町負担などの法定の繰入金を一般会計から繰り入れたものであります。また、介護保険給付費準備基金から4千万円を繰入れしております。第9款 繰越金の決算額は8,580万3,286円となっております。その主な内容は、令和2年

度の決算余剰金であります。第10款 諸収入の決算額は94万3,478円となっております。保険料の延滞金や地域支援事業の利用料、介護予防ケアマネジメント費等の受け入れとなっております。

続きまして、令和3年度介護保険事業特別会計（介護サービス事業勘定）の決算について、歳出の部からご説明をさせていただきます。

主要な施策の成果報告書資料編の211ページをご覧をいただきたいと思います。

第1款 総務費、第1項 総務管理費であります。介護サービス事業における内部事務に要する費用などについて支出をいたしました。次に、第2款 サービス事業費、第1項 居宅サービス事業費では、介護予防サービス計画の作成に伴う臨時職員の人件費や、その委託に要する費用などについて支出をいたしました。次に、第3款 予備費であります。令和3年度では、予備費の充用はございませんでした。

続きまして、歳入の部について、ご説明をいたします。恐れ入ります210ページにお戻りいただきたいと思います。第2表として、歳入決算の内訳を記載をしております。この表につきましても、千円単位での標記となっておりますので、よろしくお願いたします。はじめに、第1款 サービス収入の決算額は911万6,361円となっております。地域包括支援センターで作成する介護予防サービス計画に対する収入でございます。次に、第2款 繰越金の決算額は183万1,921円となっております。令和2年度の決算余剰金について受け入れでございます。次に、第3款 諸収入の決算額は1,078円となっております。臨時職員の雇用保険料納付金の受け入れでございます。

以上で、認定第4号 令和3年度 斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてのご説明とさせていただきます。よろしくご審議をいただきまして、原案どおり認定いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○横田委員長 説明が終わりましたので、介護保険事業特別会計について、質疑をお受けします。 齋藤委員。

○齋藤委員 193ページですけれども、一番下のところ、介護保険制度の推進に認定審査件数というのがありまして、令和3年度が946件、令和2年度が1,059件、令和元年度が1,448件となつてまして、認定審査の件数が減っております。減つてるといふことは、介護になる率が少なくなる、介護を受ける人数が少なくなつていくということになりますので、介護者が減つてるといふことで認識していいのかどうか。192ページの一番上を見ますと、要介護者の状況ということで令和3年度は1,703人、令和2年度は1,663人となつておりまして、認定を受ける件数は減つてて、介護者

が増えてると。これはどのように理解したらいいのかを教えてくださいませんか。

○横田委員長 中原福祉課長。

○中原福祉課長 令和3年度の認定審査件数が、令和2年度、令和元年度から続けて減少していることについてのご質問でございます。まず、介護保険の認定について、簡単に説明させていただきますけれども、それぞれ要介護認定は有効期間がございます。その方の心身の状況によって、半年から4年間の幅をもって有効期間がございます。この審査件数と申しますのは、基本的には申請には新規申請、更新申請、変更申請と3種類ございますけれども、主に現在の認定をお持ちの方の更新認定が主な申請の内容となっております。今回、令和3年度が946件ということで、少なくなっているのに対して、191ページで認定者は増えてるのにというところがございますけれども、基本的に、令和3年度に有効期間を迎える認定者が少なかったというのが答えになるんですけども、これは、令和元年度の認定を取られた方の有効期間が3年間という方の認定が多かったので、それらの方は令和4年度に認定の有効期間を迎えられることとなりますので、この令和3年度の件数が少なかったという形でございます。

○横田委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 わかりました。ありがとうございます。

○横田委員長 ほかに質疑はございますか。 木澤委員。

○木澤委員 資料編の198ページの基金のところですが、この間、ずっと黒字が結構大きな額で毎年続いて、計画の立て方自体がどうなんですかということで、この間、指摘をさせていただいてきましたけれども、それから見て令和3年度で言うと、第8期の1年目になるかと思うんですけども、計画から見て実際の給付の状況とかについてはどういう状況だったのか、教えてくださいませんか。

○横田委員長 中原福祉課長。

○中原福祉課長 令和3年度の実績、計画に対する評価的なところになってくるのかなというふうに思いますけれども、今委員がおっしゃいましたように、この基金黒字であります。これについては当然計画期間が1年目であったというところの理由もあります。それと給付の計画に対して給付総額、その執行率が約91%でありましたので、それに伴ってこれだけの基金残高になった結果でございます。この理由として、数字的なところで分析等しておりますけれども、先ほど、要介護認定者の数字が192ページに載っておりますが、今までは基本的には、どの要介護度でも同じように認定者数が増えてきたところですが、様々な地域包括ケアシステム構築に向けての事業を数年前から実施し

ておりまして、その効果も少しずつ出てきたのかなと思うんですけども、要支援1、要支援2の方の人数が増加しておりまして、要介護1から5のトータルとしては、ほぼ人数が増えておりません。また、要介護4、5、特に重度の方の数というのが減ってきております。これは地域包括ケアシステムの構築が目指すところの傾向でもありまして、また給付の内容を細かく見てみましても、自立支援に向けたプランに伴うリハビリでありますとか、医療系サービスの割合も増えてきておりまして、そんなことから、給付率91%に結びついてきているのかなと思っておりますので、計画よりも低い数字ですけども、これはいい意味での範囲内に収まったということで、このぐらいを4年度以降も続けていけたらなと思っていただいております。

○横田委員長 木澤委員。

○木澤委員 当然、介護度が高くなるのを防ぐということの目的もありますので、それが順調に行ってるということであれば、非常に結構なことかなというふうに思います。これまでも、黒字が結構出てるというふうに指摘をさせていただいてきて、課長のほうで結果としてそうなったんですという答弁やったんですけども、これまでの計画も同じようなものだというふうにやってきた効果があって、必要な給付費よりも低く済んでいるんだということなのか、それはこれまでの計画とはまた違うのか、今回はこういうふうに効果が出てということなんですけれど、そこはどう理解したらいいんでしょうか。

○横田委員長 中原福祉課長。

○中原福祉課長 令和3年度から第8期の計画期間が始まっております。第8期計画を立てるにあたりまして、この8期については地域包括ケアシステムが本格的に始動する、2025年度を目指してとりくんでおりますので、そのひとつ前の期ということで、非常にその辺も見込んで、いろんな介護予防の効果でありますとか等も含めてこの計画を立てましたけれども、計画に比べて、さらに数字が出てきているというふうにご理解いただければありがたいのかなと思います。

○横田委員長 木澤委員。

○木澤委員 わかりました。8期の令和3年度については、いい効果が出てのものだというふうには理解しておきます。ただ、私、予算の段階では、この年、値上げになっていきますんで、それは値上げせんでもいいんじゃないかということで指摘をさせていただきましたので、その点については値上げは実施されましたんで、そこは問題があるんじゃないかというふうに思ったことだけ申しあげておきたいと思います。

○横田委員長 ほかに質疑はございますか。 奥村委員。

○奥村委員 205ページの認知症初期集中支援チーム検討委員会ですけれども、これは今コロナ禍の中でこういった体制でされているのかお聞きしたいんですけれども。例えばウェブ会議でされてるとか、それともリアルで集まられているのか、その辺りいかがでしょうか。

○横田委員長 中原福祉課長。

○中原福祉課長 認知症初期集中支援チームの検討委員会というのは、基本的に年1回開催する会議でございます。令和3年度については書面開催となったところでございます。ただ、この初期集中支援チーム検討委員会の下と申しますか、初期集中支援チームの活動については、必要に応じて適宜行っておりますので、会議は書面となりましたけれども、機能としてはちゃんと動かしているところでございます。

○横田委員長 奥村委員。

○奥村委員 ありがとうございます。必要となればその都度という形で書面でされるということ、だいたい何人ぐらいの方の検討というかされる、必要に応じてだとは思いますが。

○横田委員長 中原福祉課長。

○中原福祉課長 この検討委員会というのは、1年間いろんな初期集中支援チームが活動してきた内容を報告を聞きまして、今後の方針等を立てる一番大きな会議でございます。基本的にこの会議は年1回で実施しております。メンバーは、委員長はハートランドしぎさんのドクターが委員長になっていただいております。11名で構成しているところでございます。

○横田委員長 奥村委員。

○奥村委員 対象者というか高齢者というか、そういう方の検討は、だいたいどれぐらい人数を検討されるのかなと思っております。

○横田委員長 中原福祉課長。

○中原福祉課長 初期集中支援チームの活動につきましては、適宜随時という形になってきます。初期集中支援チームで包括支援センター等からの要請で必要に応じて集まる、3名ずつぐらいをいろんな専門の方がいらっしゃいますので、そのときにすぐに動ける3名ぐらいの委員さんに集まっていただいて、随時活動を行っているところです。例えば地域ケア会議と連携したりとか、数というのはつかめてないんですけれども、随時動いているということで理解いただけたらと思います。

○横田委員長 奥村委員。

○奥村委員 わかりました。次に、会議の内容を教えてくださいんですけども。207ページの地域包括ケアシステムの構築というところの中に、その最後の行のところに、第2層協議体会議（3地区各1回）とあります。この第2層協議体会議というのはどういった会議なのでしょうか。

○横田委員長 中原福祉課長。

○中原福祉課長 第2層と申しますのが、小学校区をひとつの地区といたしまして3地区、それを第2層としておりまして、各小学校区で生活支援について何か困り事がないかどうか、関係者の方に集まっていたいて話し合い等をしているところでございます。

○横田委員長 ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○横田委員長 これをもって、介護保険事業特別会計に対する質疑を終結します。

次に、認定第5号 令和3年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての審査を行います。

理事者の説明を求めます。 栗本住民生活部長。

○栗本住民生活部長 それでは、認定第5号 令和3年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明をさせていただきます。

はじめに、議案書を朗読いたします。

認定第5号

令和3年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

標記について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の認定を求めます。

令和4年9月1日 提出

斑鳩町長 中西和夫

それでは着座にて失礼いたします。令和3年度 歳入歳出決算書の40ページをご覧くださいと思います。令和3年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は、歳入総額が5億243万3,959円、歳出総額が4億9,018万1,988円、歳入歳出差引額は1,225万1,971円となりました。なお、出納整理期間中に収納のあった保険料等につきましては、令和4年度会計に繰越し、奈良県後期高齢者医療広域連合に納付することとしております。

それでは、決算の状況につきまして、歳出の部から各款ごとにご説明をいたします。

主要な施策の成果報告書資料編、215ページから216ページの第1款 総務費で

あります。はじめに215ページ、第1項 総務管理費では、後期高齢者医療の資格管理事務の執行などに要する費用を支出しております。後期高齢者医療の被保険者数は4,693人で、総人口に占める割合は16.6%となっております。次に、第2項 徴収費であります。被保険者に対して、広域連合で決定された保険料額の通知のほか、保険料納付の通知並びに収納の管理を行ったところでございます。令和3年度の保険料の状況は、現年度分では調定額4億365万2,600円に対しまして、収入済額は4億366万7,300円で、収納率は99.9%となっております。次に、滞納繰越分では、調定額65万9,895円に対しまして、収入済額は56万2,725円で、収納率は85.3%となっております。また、広域連合におきまして、新型コロナウイルス感染症の影響による減免が行われました。減免の状況は1件、金額で14,400円となっております。次に、216ページ、不納欠損処分の状況であります。処分人数は1人、金額では3万600円となっております。

次に、第2款 後期高齢者医療広域連合納付金であります。広域連合事務費負担金、町が徴収した保険料及び保険基盤安定負担金を広域連合に納付をいたしました。

次に217ページ、第3款 諸支出金であります。保険料の軽減認定や被保険者の死亡、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う減免などによって、過納付となった保険料を還付したものでございます。

次に、第4款 予備費は、令和3年度の充用はございませんでした。

続きまして、歳入の部についてご説明をいたします。213ページにお戻りをいただきたいと思います。第2表として歳入決算の内訳を記載をしております。千円単位で表記をしておりますので、よろしく願いをいたします。

はじめに、第1款 後期高齢者医療保険料の決算額は4億423万25円であります。前年度と比較して206万2,344円、0.5%の増となっております。次に、第2款 使用料及び手数料は、決算額が1万6,050円となっております。督促手数料でございます。次に、第3款 寄附金でございますが、寄附はございませんでした。次に第4款 繰入金は、決算額が9,090万2,337円あります。後期高齢者医療制度の運営に必要となる町及び広域連合の事務経費を一般会計から繰り入れました。また保険料の所得に応じた均等割軽減分及び被用者保険の被扶養者であった被保険者の軽減分を補うために必要となる県、町の負担分を一般会計から繰り入れたものでございます。次に、第5款 繰越金は、決算額が529万5,347円となっております。令和2年度会計における出納整理期間中に収納しました保険料等を繰越したものでございます。

次に、第6款 諸収入は、決算額は199万200円であります。保険料の延滞金のほか、保険料償還に伴う広域連合からの還付金が主なものとなっております。

以上で、認定第5号 令和3年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてのご説明とさせていただきます。よろしくご審議をいただきまして、原案どおり認定いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○横田委員長 説明が終わりましたので、後期高齢者医療特別会計について、質疑をお受けします。 木澤委員。

○木澤委員 本体のほうの広域連合のことなんでわかれば教えてほしいんですけど、令和4年度の予算の時に、いろいろと聞かせてもらっていたことがございまして、基金がかなり積みあがっているんじゃないかなというふうに思うんですけど、今、わかりますか。

○横田委員長 猪川国保医療課長。

○猪川国保医療課長 申し訳ございません。ちょっと今はわかりません。

○横田委員長 木澤委員。

○木澤委員 令和5年度は、保険料の見直しはたぶん行われなくて、2年に1回なんで、6年度にまた議論することになると思いますけど、ちょっとまたそういう時に議論したいんで、担当課のほうで広域連合本体のほうの会計の状況もちょっと把握しておいていただきたいと思います。お願いだけしておきます。

○横田委員長 ほかに質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○横田委員長 これをもって、後期高齢者医療特別会計に対する質疑を終結します。

以上で、住民生活部所管に係る決算についての審査を終わります。

理事者入れ替えのため、10時45分まで休憩します。

( 午前10時25分 休憩 )

( 午前10時45分 再開 )

○横田委員長 再開します。

それでは、都市建設部所管に係る決算審査を行います。

初めに、第2款 総務費について、説明を求めます。 上田都市建設部長。

○上田都市建設部長 それでは、第2款 総務費のうち、都市建設部が所管する事業につきまして説明させていただきます。座らせていただきます。主要な施策の成果報告書(資料編)に沿って説明させていただきます。

主要な施策の成果報告書の10ページをお願いします。第1項 総務管理費 第1目



一般管理費です。コミュニティバスの実証運行として、奈良交通株式会社に業務委託を行い、運行計画に基づき運行するとともに、王寺駅乗入れを引き続き実施しております。また、地域公共交通会議の運営では、令和3年度から令和5年度までの3年間の実証運行計画に対し現状把握に努めるとともに、利用状況等の報告を行っております。

次に、主要な施策の成果報告書20ページをお願いいたします。第6目 企画費でございます。聖徳太子1400年御遠忌を迎え、地域への愛着と誇りの醸成を目的に、和のあかりとして法隆寺参道や法隆寺南大門前広場において木製灯籠にあかりを灯し、金剛流宗家斑鳩公演では、法隆寺中門前で能楽公演を開催いたしました。

次に、21ページをお願いいたします。文化振興センターの充実では、いかるがホールの施設更新、改修として、空調設備更新工事、大ホール舞台諸幕類更新工事、トイレ洋式化等を実施いたしました。また、公益財団法人 斑鳩町文化振興財団に対し財政面の支援を行いました。いかるがホールの維持管理及び文化振興事業を指定管理者である斑鳩町文化振興財団で実施し、一体的な運営に努めております。なお、令和3年度の新型コロナウイルス感染症対策では、令和4年1月から人数制限や施設使用料の減額措置を緩和いたしております。

次に、22ページをお願いいたします。第8目 交通安全対策費のうち、交通安全施設の整備でございます。道路反射鏡や路面表示、標識、防護柵などの交通安全施設の新設及び補修を行い交通事故の発生防止に努めております。

以上、第2款 総務費のうち都市建設部が所管いたします決算の概要でございます。

よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

○横田委員長 説明が終わりましたので、第2款 総務費について、質疑をお受けします。

木澤委員。

○木澤委員 成果報告書資料編の10ページですけれども、コミュニティバスですね。変わらずコロナ禍ではあるんですけれども、2年度から3年度にかけて乗車人数は増えてきているんですけど、これはこれで非常にいいことだと思うんですけど、この要因というのはどういうふうに考えていらっしゃいますか。

○横田委員長 福居都市創生課長。

○福居都市創生課長 コミバスの乗車人数の増えた要因といたしましては、まず令和2年度におきまして、4月、5月、緊急事態宣言がございまして、こちら行動制限がかなり、公共施設も閉まっているという状況がありましたので、そちらがかなり人数が少ない状況でございました。それが令和3年度では行動制限が緩和されておりますので、その分

の増が主な要因となっております。

○横田委員長 木澤委員。

○木澤委員 コロナ前の平時と比べると、どれぐらい差があるかわかりますか。

○横田委員長 福居都市創生課長。

○福居都市創生課長 コロナ前の平時と比べまして、こちらが1便当たりの人数になりますので、令和元年度が16人程度でございまして、令和2年度、コロナ禍で若干減ることなんですが、王寺乗り入れをちょうど令和2年度実施しておりまして、そちらの分の増が影響しまして、令和元年度と令和2年度につきましては、ほぼ横ばいとなっているところでございます。

○横田委員長 木澤委員。

○木澤委員 わかりました。コロナ禍ではありますけれども、王寺駅への乗り入れをしたことによって、利用者が増えてるよというそういう、そういう成果が出てるということで理解としておきます。

22ページの交通安全施設の整備のところですけど、当初予算を確認しますと605万3千円ですかね、計上されてて、458万円執行ということなんですけど、この間、曇らないカーブミラーをつけてほしいということで、実際に何基かつけていただいていると思うんですけど、ちょっとその状況を教えていただけますかね。

○横田委員長 手塚建設農林課長。

○手塚建設農林課長 昨年度、曇らないカーブミラーにつきましては、2本のほう設置させていただいております。冬の間も確認しておりましたが、朝ほとんどのカーブミラーが霜で曇った際も、曇り止めのミラーにつきましては全く曇ってない状況でございました。しかし、まだまだ曇り止めのカーブミラーにつきましては、通常のカーブミラーの1.5倍の価格がするという状況でございます。

○横田委員長 木澤委員。

○木澤委員 最初に申しあげましたように、このときまだ予算については余裕があったのかなと思うんですけど、つける計画というんですかね、予算があるけれども取りあえず2本をつけたということで、その当時、どういうふうを考えて2本にしたのかということと、今後はどういうふうに設置していこうと思っているのか、ちょっとその辺を教えてください。

○横田委員長 手塚建設農林課長。

○手塚建設農林課長 この2本の設置につきましては、どれだけ効果があるか等を考えま

して、まず2本の設置をして状況を確認していこうという意味で、2本の設置をさせていただいたところでございます。そして、今後のカーブミラーの考え方についてですが、町の考え方といたしましては、特に交通量の多い場所や、目視で確認できない場所など、大変危険な交差点等々につきましては、要望がございましたら職員で現場を確認させていただいて、前向きに検討していきたいと考えているところでございます。また、これら以外の場所での要望があった場合につきましては、ミラーの交換時期にですね、そういういった要望のある場所につきましては、交換時期に合わせて、それも含めて検討してまいりたいと考えているところでございます。

○横田委員長 木澤委員。

○木澤委員 住民の皆さんから要望があれば、応えていっていただくということですけど、多分こういうミラーがあると知らない人も多いと思うんですけど、一方で周知すると要望が集中するというのもあるかと思うんですけど、そこはどのようなふうに対応していこうと思いますか。

○横田委員長 手塚建設農林課長。

○手塚建設農林課長 町内1, 200か所のカーブミラーがございまして、そのような周知をすることで、いっぺんに要望が殺到することも考えられますので、特にそういった交通量が多いけれども見られないというようなご相談をいただいたときに、そういったアドバイスをさせていただくような形での周知かなというふうに考えております。

○横田委員長 木澤委員。

○木澤委員 年度当初以降での要望もあるでしょうけど、予算を積算する際に、前年度で自治会等で聞き取りができるんやったら、それも予算に反映していただきたいなと思いますので、お願いしておきます。

○横田委員長 ほかにご質疑ございますか。 伴議長。

○伴議長 21ページの文化振興センターの維持管理のところですが、この後にまた商工費のところ、iセンターの説明もあると思うんですけど、こちらのほうでひっくるめて質問させていただきたいんですけど、指定管理のことでちょっと教えてほしいんです。

いつも思いますのやけど、指定管理って何やろう、指定管理はどんなプラス面とマイナス面がある、あまりプラス面というのが感じられへん。普通でいうたら、随意契約をしていかはるのとどこが違うんやろう。また直営のひとつ言えば、生き生きプラザの社協さんとどこが違うんやろう。直営方式、私、イメージではそういうふうにもっております。その辺りのメリット、デメリット、その辺りをちょっと教えていただければと思

います。なぜかといいますと、やはり5年ちょっと前でしたか、指定管理者の方、団体さんが代わるというような噂も耳にしたこともある。また、後からの質疑になってしまいうんで、ここで言うのもなんですけど、iセンターのほうも、今呉竹さんとの問題で、駐車場だけに今はなっておりますが、今後どういう形で交渉されてくるかなというように思いも持っています。非常にその辺の安定性、またいろんな形での今後をどう町は考えてはるのか、その辺りでお願いいたします。

○横田委員長 福居都市創生課長。

○福居都市創生課長 まず、指定管理者制度は何かという点についてでございます。指定管理者制度といいますのは、地方自治法の改正が平成15年にごさいますして、そちらで、これまで公の施設につきましては町が管理する、もしくは公共的な団体が管理するという方法しか取れませんでした。これを民間のノウハウ等を取り入れる。民間も、かなり施設運営のノウハウというのはできているという当時の判断で、民間活力をそこに入れようではないかということで制度改正されたところでございます。ですので、先ほど言ったことと重なるんですが、民間の活力を入れまして、公益の施設を運営するにあたって、住民ニーズに効果的、効率的に対応していくというところが主なところではないかなと考えております。少し話が外れるかも分からないんですけども、文化振興財団につきましては、そもそも、いかるがホールを管理運営するためにできた団体ございまして、従来の指定管理者制度、以前の管理委託制度というものを活用しまして、いかるがホールの運営を任せてきたというところございまして、その制度がなくなって、指定管理者制度に移り変わったという時代背景ございましたので、従来どおりやっていくには、指定管理者制度を導入するしかなかったというのが現状でございます。iセンターのほうにつきましても、同様の管理運営を任せていたというところございまして、町の方針としては、当時、指定管理者制度を活用して、従来どおりその団体に管理運営を任せていくという背景がございました。社協と何が違うのかというところですが、社協につきましては施設運営というものの自体はされておらなくて、生き生きプラザ斑鳩を借りて、団体の活動をしているというところございまして、なお社協につきましても、補助金で運営されてるというところございまして、団体独自でされているということで、こちらにつきましては、若干2団体とは違うのかなとは思っております。

今後についてですが、今後これまで指定管理者制度、従前どおり続けてきたところではありますが、今の時代に合っているのかどうかとか、指定管理者制度を従来の制度を引き継いでやっているというものの、民間活力を活かせるというメリットがある制度で

ございますので、その活力を活かしきれているかどうかというところを十分検証しながら、次の指定管理の手続きまでの開始をするまでに、その運営のあり方について検討してまいりたいと考えているところでございます。以上です。

○横田委員長 伴議長。

○伴議長 私の思いからすると、指定管理者の前から同じところっていいですか、制度が変わっただけで、同じところがいろんな形でそこを管理されてきているという面で、非常に住民としても馴染みがあるし、今やられているところが何か問題があるん違うかというような思いは一切私自身は思っておりません。それより逆に、先ほど言ったように、よそのところ、大阪のほう、向こうから来はるん違うんやろうかというような噂が飛んだこともございますし、今回、呉竹さん、静岡のほうの会社が今後どう考えはるのかなというような、その不安定さということのほうは、私は心配しているというところですけど、その辺りやはり今までなじみのあるそこに今後を任せていこうと思う、これは何とも言えませんが、そういうような形なのか、その辺りを逆に言うたら、特に、職員さん、私思いますねんけど職員さんからすると、上のほうが変わると、今やったら団体職員になってるんが、民間の会社の社員になってしまう、そんな形になるん違うやろうかとか、そんなこともちょっと思うんですけど、その辺りはどうですやろ。

○横田委員長 福居都市創生課長。

○福居都市創生課長 団体の職員につきましては、今現在、指定管理者制度を活用はしているんですが、文化振興財団の場合は、指定管理者制度を活用しておりますのが施設の管理運営のみでございまして、文化振興を担う自主事業につきましては、団体の自主運営に任せているところでございまして、また、観光協会につきましても、同様に指定管理者制度にしておりますのが、iセンターと三井の駐車場、管理運営で、観光案内業務とまた観光PR等につきましては、観光協会に対する補助金という形で出しておりますので、もし指定管理者制度を見直すということになりましたら、人員の関係はありますが、それぞれの団体の雇用の問題もありますので、その辺りにつきましては配慮して、従来の事業も残るという意味では、一定人員はそのまま必要になるのかなとは思っているところでございます。以上です。

○横田委員長 伴議長。

○伴議長 今おっしゃられた実際のところ業務といいますか、自主事業であったり、iセンターのほうもこの場で話させてもらいますと、観光案内であったり、ホールの貸館というか、それとはやはり同じところが一体でやらないと、ものすごい非効率になってし

まうと思う。かねては指定管理と業務の補助というのはなってると思います。実態としてはなかなか一体でないとできへんもん違うかなという感じはしますのやけど。

私心配しているのは、駐車場のとき、駐車場の前に小屋があって、私らが来たら徴収していろいろ案内してくれる、私流にいうたらおじさんといいますか、社員さんといいますか、その方たちが呉竹になってどうやってんやろなど。民間の壁といいますか。そのときに私駐車場の管理のときに、そのへんの人の問題だけは安定性が保たれるようお願いしたいという話をさせてもらいました。けどやはり呉竹さんになって、果たしてそれが守られてるのかなという思いも持ってる。私は実際細かいところはわかりません。けどそんな感じも思っております。だからやはり心配する、やはり安心して仕事ができるということも大事ですし、また今後、町がどう考えているかということもすごく大事なことやと思うんですけど。結局、これ以上答弁を求めませんが、ひとつ立ち止まって指定管理というものをどういう形でしていったらええのかということを考えていただければというように思いまして、今回こういう話をさせていただいた。そういう不安定さというのを私自身が感じているので、その辺りよろしくお願いいたします。

○横田委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○横田委員長 これをもって、第2款 総務費に対する質疑を終結します。

次に、第5款 農林水産業費について、説明を求めます。 上田都市建設部長。

○上田都市建設部長 それでは、第5款、農林水産業費について、説明申しあげます。

主要な施策の成果報告書の103ページをお願いいたします。第1項 農業費、第1目 農業委員会費でございます。農業委員会を開催し、農地法や農業経営基盤強化促進法などの法律に定められた規定に基づき、農地転用や農地の権利移動などの案件を審議し処理を行っております。その他、遊休農地の解消対策として、遊休農地の状況を把握する利用状況調査及び利用意向調査を実施し、貸し付け希望農地等の農地につきましては、担い手への情報提供を行いながら、遊休農地の解消に努めております。

次に、第2目 農業総務費でございます。主に職員の人件費でございます。104ページをお願いいたします。

第3目 農業振興費でございます。斑鳩町内で農業振興、農業の活性化のために活動されている農業関係団体に対して支援を行いました。また、産業まつり2021につきましては、コロナ禍により模擬店などは中止とし、農産物の品評会と表彰式を関係者のみで実施いたしております。105ページをお願いいたします。

第4目 土地改良事業費でございます。県営ため池等の整備として、奈良県営により桜池の耐震化工事に着手し、工事負担金を支出いたしました。なお、桜池耐震工事の完成は令和6年度の予定でございます。次に、震災対策農業水利施設の整備として、19箇所ある防災重点ため池のうち10箇所について安全パトロールを実施いたしました。また、龍田北2丁目地内の守谷下池と大字三井地内の三本松池について耐震調査を実施し、大字法隆寺地内の慶花池については、耐震工事に向け事業計画の作成業務を実施いたしております。次に、いかるが溜池の維持管理として、多面的活用促進事業により完成した周遊道路の維持管理に努めております。

106ページをお願いいたします。第5目 生産調整推進対策費でございます。国の補助事業であります経営所得安定対策事業への加入促進を図り、生産調整の達成に向けた協力依頼を行い、町単独の転作助成金の交付を行っております。

第6目 有害鳥獣駆除対策事業費です。農作物への被害をもたらす有害鳥獣を駆除するために、地元猟友会に委託し、カラス、イノシシ、アライグマなどの駆除に努めました。また、イノシシ対策については、耕作者が自ら行う被害防止対策事業として、農作物の被害を受ける農地を対象に、電気柵等の設置費用の一部を補助しております。

107ページ、第7目 地域農政推進対策事業費でございます。農業従事者の高齢化が進む中、持続可能な力強い農業を実現することを目的に、国の新規就農総合支援事業を活用し新規就農者の増加にとりくみ、1名の新規就農者に対し給付金を支出しました。

第8目 遊休農地解消総合対策事業費でございます。農業委員会において遊休農地解消に向けたとりくみとして、菜の花、黒米等の栽培を実証試験展示圃で行っております。また、農や食への理解を深めていただくため、栽培サポーター事業を実施しております。

第9目 環境保全活動等支援事業費でございます。農業者の高齢化等により、農地や農業用施設などの地域資源の保全管理が難しくなっていることから、農業資源の共同活動により効率的な施設保全にとりくまれた活動組織に対して助成金を交付いたしております。また、環境に優しい農業にとりくむ環境保全型農業として、稲葉車瀬地区の梨部会の梨栽培において、化学肥料、化学合成農薬の低減に対し助成金を交付いたしました。

108ページをお願いいたします。第2項 林業費 第1目 林業振興費でございます。山林の保全・活用として、森林環境譲与税を財源とし、森林所有者に対して意向調査や森林整備の担い手育成を実施するとともに、危険木の伐採を行いました。

第2目 地域で育む里山づくり事業費でございます。荒廃した里山林の整備を森林所有者の協力を得て、ボランティア団体による除伐や下草刈りなどの実施や、里山のイベ

ント活動の実施に対し助成いたしております。

以上、第5款 農林水産業費の決算概要でございます。

よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

○横田委員長 説明が終わりましたので、第5款 農林水産業費について、質疑をお受けします。 齋藤委員。

○齋藤委員 105ページの一番下ですけれども、いかるが溜池の維持管理のところですが、いかるが溜池の駐車場ですけれども、三井のところでは今も利用しておりますけれども、その下に駐車場をつくるという話を前を前聞いたことがありますけれども、いかるが溜池の周遊のためにぜひ早くつくっていただきたいと思うんですけれども、いつくらいめどに出来上がるのかを教えてくださいませんか。

○横田委員長 手塚建設農林課長。

○手塚建設農林課長 いかるが溜池の駐車場の整備につきましては、令和4年度予算で計上しているところでございまして、現在整備に向けて、地元自治会と協議を進めているところでございます。

○横田委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 ありがとうございます。令和4年度の完成、楽しみにしております。

次、106ページの有害鳥獣の駆除で、イノシシが令和3年度、2頭となっております。その前の年が26頭となっております。それが減っているというのはどうして減ったのかということと、それと斑鳩町の町なかにイノシシが出てきているというニュースが時々ありますので、それとの関連性というのはどのようなものでしょうか。

○横田委員長 手塚建設農林課長。

○手塚建設農林課長 昨年度捕獲実績が少なかった理由といたしましては、県に確認したところ、全国的に令和3年度は豚熱が原因ではないかということが言われております。豚熱のせいで自然の中でイノシシも死んでいって、捕獲が少なかった。近隣市町村で確認しますと、大和郡山市でも令和2年度は107頭といったところが、令和3年度は33頭ということで、かなり少ない捕獲頭数だったという状況でございます。そして、つい最近、何件かまちなかにイノシシが出てるという状況でございますが、令和3年度が捕獲数少なかったという状況の中で、今年度はちょっと農作物被害とか、そういったまちなかへの出没等ちょっと増えてる傾向があるという状況でございますので、猟友会に協力いただきながら、捕獲に現在努めているところでございます。

○横田委員長 齋藤委員。



- 齋藤委員 ということは、駆除数が少ないから、まちなかに出てきたのに関連性がないということでしょうか。
- 横田委員長 手塚建設農林課長。
- 手塚建設農林課長 原因は豚熱でございますので、そういった理由ではございません。
- 横田委員長 ほかにございますか。 木澤委員。
- 木澤委員 成果報告書資料編の103ページの貸農園の推進ですけど、資料を見る限りでは、入園率100%ということで、希望された方が入っていっぱいになっているのかなという中で、この間、町として、希望される方と貸したいという方のマッチングをしていただけてますけれども、3年度はどういう状況やったんでしょうか。
- 横田委員長 手塚建設農林課長。
- 手塚建設農林課長 令和3年度のいきいきファームの募集状況についてでございますが、稲葉地区の農園で5区画の空きが出まして、応募したところ、2名の応募がありました。阿波地区の農園でございますが、3区画の空きが出ておりまして、こちらにつきましては6名の方の応募があったところでございます。その中で、阿波地区の3名の方が入園できませんでしたので、稲葉地域の農園のほう空いてますので、いかがですかという形であっせんさせていただきましたところ、阿波で空きが出た3名の漏れた方のうち1名が、稲葉地区に入られたという状況でございました。
- 横田委員長 木澤委員。
- 木澤委員 そうすると、もともと阿波のほうで入りたいと言ったけど入れなかった人で、1人は稲葉のほうに行ったけど、残り2名の方はどうされたんでしょう。
- 横田委員長 手塚建設農林課長。
- 手塚建設農林課長 その方につきましては、今回入園を諦めていただいたところございまして、木澤委員から、以前からご質問ありました民間農園へのあっせんという状況でございますが、民間農園で町で把握している農園がちょうど稲葉車瀬にありまして、今回外れた方に、町の余った稲葉の農園もございましたので、そちらにあっせんしましたが、そちらには入らないということでございましたので、民間の稲葉地区の農園につきましても、あっせんの方は今回行いませんでした。
- 横田委員長 木澤委員。
- 木澤委員 わかりました。また民間のほうでも貸したいというところがもし今後もあれば、途中でも入りたいというふうにご希望があるようでしたら、またマッチングのほうお願いします。それと106ページ。先ほど齋藤委員も質問しておられましたけど、駆

除状況に、イノシシ等被害防止対策事業補助交付状況という資料がありまして、その中で令和2年度と令和3年度を比較しますと、設置延長メートルについては若干増えてはいるんですけど、補助金の金額がかなり大きく増えているんですけど、これは設置延長がそんなに増えてないのに、何で金額だけこれだけ大きくなっているんでしょうか。

○横田委員長 手塚建設農林課長。

○手塚建設農林課長 令和2年度が補助金のほうが安いという理由につきましては、通常電気柵につきましては、新設の場合ですね、ソーラー式のバッテリー、電気柵の線、それをつけるポールがワンセットになっておりますが、令和2年度の申請の状況ですが、新設の電気柵の設置が少なく、5年以上前に補助した既存の電気柵についての更新が多く申請寄せられたところをごさいます、バッテリーだけの交換や、電気柵の線だけの交換など部分的な交換の申請が多かった状況でございます。

○横田委員長 木澤委員。

○木澤委員 よくわかりました。次に、107ページの農地維持とか、農業の支援のところですけど、この間、燃料高騰があって、農家の皆さん困ってらっしゃるんじゃないかと思うんですけど、町のほうとして、そういう声というのは聞いてないですかね。

○横田委員長 手塚建設農林課長。

○手塚建設農林課長 具体的に燃料の高騰で困っているという声はあまり聞いていない状況でございます。また農業者につきましては、農業用の機械につきましての軽油の免税という税制度がまた別でございまして、その申請につきましては、毎年何人かの農業者の方は申請されてる状況でございます。

○横田委員長 木澤委員。

○木澤委員 斑鳩町の農家さんの規模でどうなのかなというところもありましたけど、やはり影響あるかなと思いますんで、もし要望があればですね、必要に応じて対策、支援をしていただきたいと思いますなと思いますんで、お願いをしておきます。

○横田委員長 ほかに質疑ございますか。 坂口委員。

○坂口委員 成果報告書本編の36ページですけど、ナラ枯れの被害のことですけど、3年度は利用者がなかったということですけど、これはどう見ればいいんですかね。もうナラ枯れというのはなくなったと見ていいのか、それともたまたまこの年だけ利用者がなかったということなのか、そのへんをちょっと教えていただきたいと思います。

○横田委員長 手塚建設農林課長。

○手塚建設農林課長 ちょっと山のほうを見渡しますと、まだ枯れた木が点在しております。

す。これはナラ枯れによって枯れた木だと思われませんが、昨年については、実際ナラ枯れの枯れた木をうまく自分で、どこかに対して危険な状況であって、それを処理するという方の申請がたまたまおられなかっただけで、ナラ枯れ自身はまだ、ナラ枯れで枯れた木につきましてはまだ存在している状況でございます。

○横田委員長 ほかに質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○横田委員長 これをもって第5款 農林水産業費に対する質疑を終結します。

次に、第6款 商工費について、説明を求めます。 上田都市建設部長。

○上田都市建設部長 それでは、第6款 商工費のうち、都市建設部が所管する事業につきまして説明させていただきます。

主要な施策の成果報告書の110ページをお願いいたします。第1項 商工費、第2目 商工業振興費でございます。活力ある商工業の振興として、商工会に対する支援では、斑鳩町商工会に対し財政支援を行うとともに、法隆寺駅北口広場のライティング事業への補助を行いました。斑鳩ブランド創造協議会の活動支援では、ホームページの再構築や商品専用のECサイトの構築などのプロモーション活動や販売促進に対して支援を行いました。111ページをお願いいたします。地域振興券の発行では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、新型コロナウイルス感染症で影響を受けた町民の皆さんへの生活支援と地域経済の活性化を図るため、聖徳太子1400年御遠忌にちなんで1400円の地域振興券を、1人2枚、合計2800円分を配布いたしました。また、事業者支援金の給付では、同じく新型コロナウイルス感染症で影響を受けた事業者の皆さんへの支援として、1事業所あたり3万円を給付いたしております。次に、新産業の創出、起業支援として、町内で新規創業や新規事業所の開設を行う事業者3名に対し補助を行いました。

112ページをお願いいたします。第3目 観光費です。地域ぐるみの観光ブランド力の強化として、無料公衆無線LANの設置では、法隆寺iセンターと法隆寺駅南北自由通路に観光客の皆さんが無料でWi-Fiが利用できるサービスを行っております。また、観光協会に対する支援では、斑鳩町観光協会に対し、引き続き財政面の支援を行っております。次に、発信力の充実による誘客として、世界遺産を活かした観光の推進では、文化庁の補助金を活用したPR事業として、奈良・斑鳩里めぐりMAP韓国語版の作成や、海外向けサイトへのPR記事の掲載など「世界文化遺産」地域連携会議・斑鳩プロジェクトチームにより事業を実施いたしました。聖徳太子広域ウォークの開催で

は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、開催を中止しております。

113ページをお願いいたします。第4目 歴史街道ネットワーク事業費でございます。地域ぐるみの観光ブランド力の強化として、観光ルートサインの整備では、観光客の円滑かつ的確な案内を行う目的とした観光案内サイン配置計画に基づいて、岡本ポケットパークに観光ルートサインを設置いたしております。

次に、第5目 iセンター・観光自動車駐車場管理運営費でございます。情報発信及び観光案内の拠点施設である、法隆寺iセンターの維持管理等について指定管理者である斑鳩町観光協会と連携し、効率的な運営に努めております。

以上、第6款 商工費のうち、都市建設部が所管いたします決算の概要でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○横田委員長 説明が終わりましたので、第6款 商工費について、質疑をお受けします。斎藤委員。

○斎藤委員 111ページの地域振興券の発行ですけれども、利用率が94.38%ということで、これが高いのか、低いのかということでございますけれども、去年の生活支援クーポン券を見ますと、第一弾が87%、第二弾が96%となっております。せっかくのクーポン券ですので、住民皆さんが全部使っていただけるようにご配慮いただきたいと思うんですけど、例えば期間が短かって使えなかったとか、券の単位が高額で使えなかったとかというふうにならないようにご配慮いただきたいのと、例えば今回、令和4年度、地域クーポン券を発行してはありますが、お盆前に届いたのに、お盆のために使えなかったという声何人かから聞きましたので、それやったらお盆に届いたら使えるようにするとか、もしくはお盆を外して9月ぐらいから年末、年明けにかけて使えるようにするとか、何かせっかくクーポン券を配ったのに、使ってもらうように配慮したのに、そういう不満というか声が出るのが残念だなというような気がするんですけども、そのへんのところをどのようにお考えか、また今後ご配慮いただければありがたいなと思うんですけども、お願いします。

○横田委員長 福居都市創生課長。

○福居都市創生課長 ご指摘いただきました利用率を上げるとりくみとしまして、令和3年度の結果を踏まえまして、令和4年度につきましては、利用単位について1,400円という単位だったんですが、それを500円に変更しております。また利用店舗につきましても、173店舗が令和3年度だったんですが、それを24店舗増やしまして、197店舗で使えるようになっております。また実施期間につきましても、132日と

というのが令和3年度だったんですが、それを143日ということで、11日長期化しているところがございます。また、お盆前に届いたものがしばらく使えなかったということについてですが、全戸配布ということになっておりますので、配布するまでに1週間程度期間を要するというところがございます。最初についた方につきましては、やはりその期間は待つていただく必要があるとそういった事情がまず1点ございます。また、お盆時期ぐらいに使えたらということも、もちろん内部では検討はしてたんですが、お盆時期は町内事業者さんがお休みの期間となっております。着いた直後というのがやはり応援券を使うタイミングとしては一番多いと思われまますので、そのスタートを皆さん営業されている時期に合わせたいということで、お盆後の8月20日からというふうにさせていただいたところがございます。もう少し後にというのもあったんですが、こちらにつきましては、やはり物価高騰やコロナの影響を受けた住民に生活支援するという観点で配布させていただくものがございますので、できるだけ早期に配布したいということで、このような時期になったというところがございます。ご理解のほうよろしくお願ひしたいと思っております。以上です。

○横田委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 ありがとうございます。今後です、そういう配慮をしながらクーポン券の発行をよろしくお願ひしたいと思います。次、事業者支援金の給付ということで、支援数が229となつてまして、これは少ないなというような感じがするんですけども、金額が3万円だったから少なかったのか、もしくは事務手数が多くて3万円に見合わないから少なかったのか、もしくは感染に影響なかったから少なかったのか、そのようなところの分析はどのようにされているのかを教えてくださいませんか。

○横田委員長 福居都市創生課長。

○福居都市創生課長 こちら事業者支援金の利用実績が少ないということについてですが、こちらにつきましては、初めての事業ということで、まず対象の事業者数を何事業者と設定するかというところがございまして、経済センサス等の実績を見てますと900程度でございましたので、その方を対象とするということと、あと事業費が地方創生のコロナ対策の臨時交付金を使っておりまして、そちらの金額が国から示されておりまして、それが1,800万円程度というのがございました。こちらから計算しまして、1事業者当たり3万円ということで、設定させていただいたところがございます。実績につきましては、900という事業者の中身を見ないと少し分からないんですが、実際申請されたところが229件ということでしたので、こちらにつきましては、この実

績を踏まえまして、今後の事業展開等については配慮させていただきたいと考えているところでございます。なお、事務手続きが煩雑ということも、確かにご意見としてはいただいているんですが、極力そういった事務手続き少なくなるように、事業内容としましては、いずれかの月の売上高で30%以上減少しているという、前年と比較してというような要件にしておりまして、その辺の配慮につきましては一定させていただいたところでございます。以上です。

○横田委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 せっかくの支援金ですので、該当する方には補助金をいただけてもらうように、また引き続きのご配慮をお願いしたいと思います。

次に、112ページ、発信力充実による誘客で、令和2年4月にWEST NARAというのが発足しまして、それからもう1年半経ってますけれども、WEST NARAの声というのが聞こえてこないというか、目に見えないというのかというような感じしますけれども、せっかく斑鳩町だけでなく、近隣の市町と一緒にやってやるということですので、これはやっぱり力を入れて、一緒にやって斑鳩町を中心にして頑張りたいと思うんですが、今の進行状況についてはどのように進んでいるのか、教えていただけますでしょうか。

○横田委員長 福居都市創生課長。

○福居都市創生課長 WEST NARA広域観光推進協議会につきましては、令和3年度に、生駒郡4町、大和郡山市、王寺町の6団体で構成されておりまして、エリア内の観光誘客を進めるもので、2025年の大阪関西万博に向けて、エリア内で500万人という目標を掲げております。令和3年度の事業としましては、設置年度ということで、公式ホームページの立ち上げ、ポスター、リーフレットの作成、観光マーケティング事業としまして、エリア内10か所のホームページのアクセス分析の実施、また体験商品10プランの造成等を行っております。さらに令和4年度、今年度につきましては、観光庁の補助金を活用しました法隆寺や信貴山の謎解きキットの作成、また周遊マップの作成、信貴山モニターツアーの実施を行いまして、また、郡山イオンモール内での地域産品コンテスト開催による商品PRや、各エリアの観光ボランティアガイドの連携などのとりくみを実施していく予定となっております。以上です。

○横田委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 いろんなことをやっていただけてますけれども、住民の目にどのくらいうつってるのかなというのは、私の目には全然見えない部分がありますので、またせっかく

いろんなことを企画されておりますけれども、目に見えない形と感じますので、引き続き盛り上げていただきますようお願いいたします。以上です。

○横田委員長 ほかに質疑ございますか。 木澤委員。

○木澤委員 111ページで、先ほどの齋藤委員の質疑に対する課長の答弁の中で、配布しているという言い方をされてたんですけど、郵送で送っているじゃないんですかね。

○横田委員長 福居都市創生課長。

○福居都市創生課長 失礼いたしました。郵送でしております。

○横田委員長 木澤委員。

○木澤委員 郵便配達員の方にお届けしていただくのを、もしどなたかに配布という形をお願いしているのかなと思って、届く日数は変わらないんですけど、やり方はそれでいいのかなと思いましたが、そうじゃないというのを確認しておきます。

その上で、地域振興券の発行で、参加店舗数で見ると令和3年度173件ですね、その上の110ページを見ると、商工会に加盟されてる方が444あるということで、いろいろ呼びかけもしていただいて、参加をしていただいているんでしょうけど、444あるうち、なかなかご参加いただけない理由というかね、状況がどうなっているのかと思ひまして、そのへんのところを教えてくださいませんか。

○横田委員長 福居都市創生課長。

○福居都市創生課長 商工会に加入されてる事業者の皆様につきましては、まず職種として製造業ですとか、土木業ですとか、一般消費者に対する物品の販売がないという事業者もございまして、そちらの事業者につきましては、こちらの地域振興券の登録はされていないという状況です。また、売上げ等を見込めないところにつきましても、恐らく登録はされていないのかなとは思っているところであります。以上です。

○横田委員長 木澤委員。

○木澤委員 いわゆる商品券では対応できないようなところが参加されてないということですけど、そうしますと、そういう方々にはやっぱり効果が見られないということになってしまいますので、もちろん住民の皆さんというのが基本でしょうけれども、今後、地域活性化ということを考える中で、地域振興券に漏れてしまっている業者さんにも効果があるようなとりくみが必要かなと思うんです。以前には住宅リフォーム制度をやっていたいてましたけど、それも含めて、やっぱりいろんな業種にも効果のあるようなとりくみも検討していただきたいと思いますので、お願いをしておきます。

そしたら次に、観光費のところになるかと思うんですけど、呉竹荘の件ですね。こ

れ決算書にしか出てこないんですけど、決算書の60ページに、補正予算で2,075万1千円減額しましたよというのが出てきているんです。これ今年の3月、令和3年度の末の議会で議案が提出されて、補正予算も議決をされたということで、私はこの議案には反対させていただいて、そのことを別に今は言うつもりはないんですけど、ただ年度の決算の認定なんで、議案と同じ態度で臨まなければいけないかなというふうに思っているんです。その上で、令和5年度についてはどうしようと考えてはるのか、担当常任委員会に相談するのが筋なんでしょうけれども、もともと業者のほうから、オープンまでの間、免除してほしいということで、最初、覚書きは3年で出してきはって、議会の意見も聞いていただいて、2年になったという経緯はあるんですけど、この間コロナ禍の下でも、駐車場利用者は増えていっている状況の中で、同じように5年度も全額免除と考えているのか、それか契約どおりきちっともらいますよというふうに考えているのか。今の段階でのお考えについてお尋ねをしておきたいと思います。

○横田委員長 福居都市創生課長。

○福居都市創生課長 呉竹荘の関係につきまして、現在、令和5年度中の工事再開、また令和6年12月中の開業に向けて進んでいるところでして、このスケジュール、現在遅れていないということで確認しております。このことから、令和5年度の財産収入につきましては、契約どおりに徴収してまいりたいと考えているところでございます。

○横田委員長 木澤委員。

○木澤委員 そうしますと、これを議論するのは令和5年の当初予算のところになってこようかなというふうに思いますんで、一応今町としてはそういう考え方でいるということとを把握、理解をしておきたいと思います。結構です。

○横田委員長 ほかに質疑はございますか。 奥村委員。

○奥村委員 先ほどから質問が重なってしまいますけれども、生活応援券の件でございます。この生活応援支援券ですけれども、物価高になる中で、このようにして町からしていただけるということは、町民さん本当に喜んでおられます。今現在いただいている生活応援券にしても、期間を延ばしていただけましたので、これを今使うというんじゃないかと、しっかり置いておいて、お正月前、もっともっと物価が高くなるんじゃないかということで考えて、お正月前にいろんな調味料であったり、粉のものであったり、いろいろ買おうかと考えておられる方もあるようなんですけれども、1点、本当に助かっているというお話を聞いております。その中ですごく心配されてる町民さんが1人いらして、その方ポスティングというか、郵送されてくるんだけれども、もしそれが抜かれた



りしたらどうなるんだろうか、金券なのにご心配があるんですけど、今後とも町としてはそういう形で郵送していかれるということで、よろしいですよ。

○横田委員長 福居都市創生課長。

○福居都市創生課長 令和3年度の地域振興券につきましては簡易書留で送っていただいたので、確実にご本人さんのところに着くというところで進めていたんですが、令和4年度の生活応援券につきましては、特定記録郵便で送ってございまして、郵便受けのところまでの追跡は可能となっている輸送方法で送ってまいります。こちらにつきましてはのメリットとしましては、まず郵送料が安いというのと、あと短期間で全住民さんに郵送することができるということございまして、長期間ですと、着いたのに利用できないということもありますので、そういったメリットを優先して、送っているところでございます。この方針につきましては、今後も続けていきたいと考えているところでございます。

○横田委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○横田委員長 これをもって、第6款 商工費に対する質疑を終結します。

次に、第7款 土木費について、説明を求めます。 上田都市建設部長。

○上田都市建設部長 それでは、第7款 土木費につきまして説明させていただきます。主要な施策の成果報告書の114ページをお願いいたします。

第1項 土木管理費、第1目 土木総務費でございます。主な支出は人件費でございます。次に、第2項 道路橋りょう費 第1目 道路維持費でございます。道路環境の整備では、町道などを安全かつ快適に利用していただくために舗装の補修や路肩の草刈を行いました。115ページ、公共施設マネジメントの推進として、道路台帳の管理では、新たに認定した路線のデータ化を行い道路台帳の整理を行いました。

次に、第2目 道路新設改良費でございます。計画的な道路の整備として、道路の新設改良では3路線の整備にとりくんでおります。龍田西4丁目の町道501号線及び興留6丁目地内の町道422号線では、路線の一部狭隘な箇所の道路拡幅を行い、阿波1丁目の町道301号線では、道路整備に伴う用地買収を実施いたしております。

116ページをお願いします。第3目 橋りょう維持費です。橋りょう長寿命化修繕計画に基づき、9橋の橋りょう定期点検と4橋の橋梁補修設計にとりくみました。点検結果につきましては、構造物の機能に支障が生じていないという結果でございました。

第3項 河川費 第1目 河川総務費でございます。住環境の整備として、地元施工に係る水路改修及び浚渫事業に対する補助金制度について2つの自治会から要望があり

支援を行いました。また、貯留施設の維持管理として、3地区の施設で浚渫を実施いたしております。自然環境の保全と活用として、毎年度実施されている自治会内水路の清掃に伴う発生土砂等の処分を行いました。

117ページをお願いします。第2目 治水対策費でございます。平成緊急内水対策事業について、法隆寺北1丁目地内で予定している貯留施設整備に伴う測量設計業務について、大和川の特定都市河川への指定を受けて事業執行を予定していることから、令和4年度に繰越して実施いたしております。

次に、第3目 河川改良費でございます。並松地区の雨水対策への取組みとして、その上流にあたる法隆寺西3丁目地内の雨水排水経路の整備を行いました。

続きまして118ページでございます。第4項 都市計画費、第1目 都市計画総務費でございます。いかるがパークウェイの整備促進では、国の直轄事業であります、いかるがパークウェイの円滑な事業の実施と整備促進に向け、事業促進に係る予算確保のための要望活動を行うとともに、関係機関等との協議、調整並びに地元対応を行いました。

次に、住環境の整備について、既存木造住宅耐震診断の支援では、昭和56年以前に建築された既存木造住宅の耐震診断を希望される方々へ技術者を派遣し、その診断について支援いたしました。既存木造住宅耐震改修の支援では、耐震性が不足していると診断された既存木造住宅を対象とした耐震改修工事及び、耐震シェルター設置工事に要する費用に対して支援いたしました。ブロック塀等撤去の支援では、一定の要件を満たしたブロック塀等を対象に、その撤去に要する費用に対して支援いたしております。

119ページをお願いいたします。地域ぐるみの観光ブランド力の強化について、法隆寺駅南北自由通路等の維持管理では、自由通路等の施設について維持管理に努めるとともに、新型コロナウイルス感染症対策からエレベータ内の抗菌コーティングを行いました。また、県との連携によるまちづくりの推進では、まちづくり基本構想を策定し、県とまちづくりに関する基本協定の締結を行っております。

次に、第2目 下水道費でございます。下水道事業会計への支援として補助金を支出したものでございます。詳しくは、下水道事業会計において説明させていただきます。

第3目 都市下水道費でございます。都市下水道5路線の浚渫工事を行い、適正な維持管理に努めております。

120ページ、第4目 公園費でございます。市街地の整備として、公園の維持管理では、職員による遊具の定期的な点検パトロールを実施するとともに、専門業者による安全点検も実施し、公園及び施設の適正な維持管理に努めております。

続いて、第5目 都市計画審議会費でございます。都市計画審議会の運営に要する費用が主な支出内容となっております。令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から都市計画審議会の開催を書面により開催いたしました。

121ページをお願いいたします。第6目 開発指導調整費でございます。都市計画法等関係諸法令及び町開発指導要綱に基づき、良好なまちづくりの推進に努めております。また、屋外広告物許可申請に係る事務処理のほか、違反広告物の簡易除却を行い、良好な景観の形成に努めております。

第7目 景観保全対策事業費でございます。景観形成作物の普及では、主に法起寺周辺地域にて、地域の農地所有者の方の協力によって、景観形成作物のコスモスの栽培を実施し、自然景観と歴史的景観が一体となった風景、景観の形成を図るとともに、観光資源の充実を図っております。122ページをお願いします。花と緑のまちづくりの推進では、身近な緑化の推進と住民意識の高揚のため、小学校の入学記念樹として、町の花サザンカの苗木を配布いたしております。町並み景観形成の推進では、歴史的な町並みの維持を図るため、歴史的風致維持向上計画の重点区域において、修景を目的とした住宅の改修等に対し、斑鳩町まちなか観光景観形成事業補助金を交付いたしました。

次に123ページでございます。第5項 住宅費 第1目 住宅管理費でございます。町営住宅の内装修繕や設備機器等の交換など適正な維持管理に努めました。なお、長田団地B棟の長寿命化につきましては、アスベスト対策等の関係から時間を要し、令和4年度に繰り越しを行い改修工事を進めております。

以上、第7款 土木費の決算の概要でございます。よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

○横田委員長 説明が終わりましたので、第7款 土木費について、質疑をお受けします。

齋藤委員。

○齋藤委員 114ページですけれども、道路橋りょう費のところですか。道路の環境整備のところでも、道路の路肩にですね、雑草が生えて、そこにごみがたまってというのはあちこちで聞くんですけれども、路肩の草取りというのは年に何回ぐらいやってみえるのか、それともお願いしたらやってもらえるのか、そのへんのところを教えてくださいませんか。

○横田委員長 手塚建設農林課長。

○手塚建設農林課長 町道部分におきましては、河川の堤防や道路の路肩から繁茂している草につきましては、道路維持費の委託費で、年3回程度の草刈り業務を発注しており

ます。令和3年度の実績では、1,100万円の委託費で対応しているところでございます。これ以外の場所で雑草が繁茂している等々ございましたら、ご要望をいただきましたら、その都度対応させていただきたいと考えております。

○横田委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 ありがとうございます。それから、堤防道路なんですけれども、最近工事が進んでないような感じがしまして、特に県道斑鳩高田線の出るところが崖になっておりますので、あそこは通ると、こっちが止まっても、相手がぶつかってきたら、それこそ崖の下にひっくり返って落ちてしまうような状況でありますので、いっぺんに全部というわけいきませんが、そのところだけは早く進めていただければありがたいなと思うんですけれども、どのようにお考えかお尋ねします。

○横田委員長 手塚建設農林課長。

○手塚建設農林課長 まず、目安堤防道路の昨年度の進捗から説明させていただきますと、令和3年度の目安堤防道路の進捗ですが、計画では、県道大和高田斑鳩線より春日神社の少し手前までの北側農地の買収を行う計画でありましたが、協会の立会いの結果、現況水路部分に観音堂という土地があり、この土地の処理に時間を要したことから、公有財産購入時に1,400万を、令和4年度に繰越しさせていただきましたところ。今年度に入り、この土地の処理が順調に進んでおり、現在は用地の購入に向けて準備を行っているところでございまして、用地買収完了後、引き続き堤防の側道工事に着手する予定でございまして、今年度に堤防の天端の道路ではございませんが、用地の協力をいただきましたその下の側道部分の工事は、今年度行っていく計画でございまして、その中で、その部分の拡幅を早くというご要望でございまして、今年度側道の工事が着手いたしますと、順調に国の補助金がつきますと、本来であれば来年度に県道と目安堤防道路の取付け部分の拡幅を行える予定でございまして。

○横田委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 ということは、令和4年度はあそこの道路はまだですけれども、擁壁とか、あそこの土地北側を買収して、そこにある程度の擁壁をつくれるところまでいけるということで、よろしいでしょうか。

○横田委員長 手塚建設農林課長。

○手塚建設農林課長 擁壁といいますか、目安堤防道路の天端を拡幅するのに、既存にその下に側道がありますので、その側道の整備をまず4メートル程度の幅員で整備していく。そしてその後、堤防道路のり面になっておりますので、法面で上がって、来年度に

堤防道路実施の拡幅工事を行っていく計画でございます。

○横田委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 ということは、県道との取付けの部分から神社の辺くらいまではできるという事でよろしいでしょうか。

○横田委員長 手塚建設農林課長。

○手塚建設農林課長 今年度は国の補助がたくさんつきましたので、県道の取付け部分から春日神社の少し手前までの側道部分までの工事は可能ですけれども、来年度、国の補助がどれだけつくか、ちょっとわからない状況でございます。神社の手前まで行けるかどうかまでは、ちょっと今の状況ではわかりません。

○横田委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 ありがとうございます。よろしくお願いします。

次に、120ページ、公園の維持管理というところで、公園の遊具を点検していただけるということですが、高齢化になって、公園の草刈りができなくなって、シルバー人材センターに頼んでやっている状況なんです。そういうことについて、草は年に1回、2回じゃなく、すみません、4回、5回刈らないと、何とかしてもらわないと、公園で遊べないような状況になっておりますので、町の補助金というのが一律にというわけいかんでしょうけれども、今、自治会費の中からシルバーに頼んで、公園の草刈りをやってもらっている。それと、自治会に入っていない人は費用を払わなくてもいい、何で自治会に入っている人だけシルバーに頼んで、自治会費の中から草刈り費用を払うんだというような声も聞こえてきますので、その辺のところ、何か住民に納得できるような方法を考えていただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○横田委員長 福居都市創生課長。

○福居都市創生課長 現在地域の公園につきましては、そのほとんどにおいて、町が地元自治会と管理協定を締結し、草刈り等の日常の維持管理をしていただいているところでございます。将来的に、ご指摘ありましたように、少子高齢化が進展する自治会において、維持管理が難しい状況が増えてくるということは予想されると認識しておりまして、今後町の財政状況や公園の利用状況を見ながら、公園全体の維持管理方法の在り方について検討してまいりたいと考えております。以上です。

○横田委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 財政的に厳しいかもわかりませんが、その辺のところ、だから自治会に入りたくないとか、そういうふうにもたそっちのほうに進んでいきますので、ぜひと

もご検討のほどよろしく申し上げます。

122 ページ、花と緑のまちづくりの推進について、公共施設の空き地に植栽及び管理を行ったとありますけれども、やはり斑鳩町の町をきれいにしていくために、奈良市なんかは歩いていると、車で通っていると、道路の沿道に花が置いてあって、すごいきれいだと思うんですけれども、斑鳩町もやはり県道、国道、町道のところにですね、少なくとも公共の施設に花を植えれば、ごみのポイ捨ても少なくなるでしょうし、住民も気持ちいいでしょうし、他から来る観光客もきれいだなというふうに思うと思いますので、この辺のところ、住民と一緒に公共の空き地をきれいにしていく、花を植えていく、そのようにしていただきたいと思いますと思うんですけれども、そうするためにはやっぱり花の苗だとか、肥料だとかそういうものの補助、援助をぜひご検討いただきたいと思うんですけれども、町はどのようにお考えか、教えてもらえませんか。

○横田委員長 福居都市創生課長。

○福居都市創生課長 花と緑のまちづくりの推進につきましては、行政と住民の皆様との協働が望ましいと考えておりまして、これまでも一部団体に対しまして、緑化推進や環境保全の活動支援を行ってきたところでございます。これまでご協力いただいている方々の担い手不足も課題となっております。様々な手法による支援の事例等につきまして調査研究し、本町にふさわしい制度やまた事業の在り方について、検討してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

○横田委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 調査研究ですけれども、今年度中にお願いして、来年度からは目に見える形に出していただければありがたいと思うんですけれども、よろしく申し上げます。

○横田委員長 暫時休憩します。

( 午前 11 時 59 分 休憩 )

( 午前 11 時 59 分 再開 )

○横田委員長 再開いたします。

それでは、13時30分まで休憩させていただきますので、よろしく申し上げます。

( 午後 0 時 00 分 休憩 )

( 午後 1 時 30 分 再開 )

○横田委員長 再開します。

第7款 土木費に対する質疑がございましたらお受けします。 溝部委員。

○溝部委員 すみません、主要な施策の成果報告書117ページですけれども、水路の改

修ということで、先ほど並松のところを工事されたということをお伺いしましたけども、これはどんな背景というか、どんな不具合があってどんな工事されて、どういった効果があったのかということをお伺いしたいんですけども。

○横田委員長 手塚建設農林課長。

○手塚建設農林課長 こちらにつきましては、並松地区の水路が大雨によりあふれたりするというので、並松地区の水路の負担軽減を図るため、旧・卯川屋の上流の水路を東側にバイパス管として、東側に流す工事をさせていただき、並松水路の負担を少しでも軽減できるよう工事を実施したものでございます。

○横田委員長 溝部委員。

○溝部委員 それによって、あふれるということが少なくなったということなんですかね。

○横田委員長 手塚建設農林課長。

○手塚建設農林課長 まだ工事したばかりですので、状況につきましては今後、効果検証のほうを行っていきたいと思っております。

○横田委員長 溝部委員。

○溝部委員 ありがとうございます。こういったところは斑鳩町内のほかのところにも、まだあるんですかね。

○横田委員長 手塚建設農林課長。

○手塚建設農林課長 浸水区域につきましては、主に三代川周辺等々が一般的に大雨で浸水する区域でございまして、そちらの対策につきましては上流で貯める対策、河川改修を早期に実施していただく要望活動等を行っているものでございます。

○横田委員長 ほかに質疑ございますか。 木澤委員。

○木澤委員 成果報告書資料編の116ページですけども、河川美化の促進ということで、三代川ですね、いつも近隣の人から川底の土砂を取ってほしいとか、草を刈ってほしいとか、いろんな声があるんですけど、以前お聞きしたところ、土砂については取ってしまうと川底とか横のところは削れる可能性があるんで、それは浚渫はできないよと。攪拌ということで言うてはったんですけど、ただ草刈りのほうですね、護岸の草刈りじゃなくて、川の中、底のところのたまってる砂にも草が生えて、さらにその草が倒れてその上にまた草が生えるっていうて、ずっとそういう状況で、ずっと以前から要望、近隣の人が要望があったし、たぶん自治会からも、美化委員さんからもたぶん要望が上がってると思うんですけど、ここ数年一回も草を刈っていただけていないというふうにいるんです。あそこ、県管理の河川ですので、県にきちっと声を上げていただいて、

対応していただきたいというふうに思ってるんですけど、状況としてはどんなふうになってるんでしょうかね。

○横田委員長 手塚建設農林課長。

○手塚建設農林課長 以前からそのような要望をいただいた際は、その都度、郡山土木に要望は行ってるところでございます。その結果、委員おっしゃるように、あまり最近は実施されていないということです。再度強く要望させていただきたいと思います。

○横田委員長 木澤委員。

○木澤委員 たぶん、町のほうも毎回言うていただいていると思うんですけど、県のほうがなかなか動いてくれないということなので、ぜひ町長からもそういう声があるということで、県にあげていただきたいと思いますのでよろしく願いいたします。

続いて118ページのブロック塀の撤去ですね、この間もいろいろ議論する中で、補助金の額を上げられないかとか、いろいろ要望させていただいてきましたけど、令和3年度で2件ということで、実績があるのはいいんですけど、なかなか予算組んでその執行率としては低い状況で、今後もやっぱり工夫していかないと、なかなかブロック塀の撤去が進まないかなというふうに思うんですけど、今後の見通しはどんなふうになってはるか教えていただけますか。

○横田委員長 福居都市創生課長。

○福居都市創生課長 ブロック塀の撤去につきましては、令和3年度の時点で、今年度も申請出ておりまして、使い勝手が少しでもよくするために、令和4年度からにつきましては、これまで完全に撤去を求めていたんですが、60センチまで残すというような工事につきましても、令和4年度から対象としておりまして、また今後につきましても利用ニーズを見極めながら、できるだけ使っていただけるような施策展開してまいりたいと考えているところでございます。

○横田委員長 木澤委員。

○木澤委員 そういう対応をしていただいて、完全撤去じゃなくても、やっぱり低くなることによって、地震が起きたときに倒壊する可能性が、危険性が低くなるということなんです。そういう工夫もしていただいているとは知りませんでしたけど、いろんなやり方があると思いますので、そういうふうに担当課でいろいろ対応していただいているのを、また担当常任委員会に今まで報告受けたことないと思うんですけど、こちらのほうとしてはなかなか進まない進まないというふうに思ってる中で、そういうとりくみもしていただいているんでしたら、ぜひ報告もしていただきたいですし、いろいろどうすればいい



かという議論もしていきたいというふうに思いますので、その点についてはまた進捗状況も見ながらご報告をお願いしておきたいと思います。以上です。

○横田委員長 ほかに質疑ございますか。 坂口委員。

○坂口委員 成果報告書の資料編 119 ページ、都市下水路の管理ということで、5 路線の浚渫工事を行っていただいたということですが、5 号水路について、昔と違って最近家が建て込んできて、夏場に臭いが上がるとかいうふうなことを言われてきてるんです。今のところ、年 1 回の浚渫ですけれども、できれば夏場の間にでも年 2 回ぐらいやっていたらどうか、また蓋をしていただけたらどうか、そのへんはいかがでしょうか。

○横田委員長 手塚建設農林課長。

○手塚建設農林課長 管理面からも、蓋をすることは大変難しいと考えております。その中で、今委員おっしゃるように、そういった臭いが上がる、土砂が堆積してるという状況でございましたら、現場のほう確認はまずさせていただきます。それで、この対応につきましてはまた検討させていただきます。

○横田委員長 坂口委員。

○坂口委員 昔は家もなかったような状況なんですけど、最近結構家が建ってきてますので、また確認をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○横田委員長 他に質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○横田委員長 これをもって、第 7 款 土木費に対する質疑を終結します。

次に、議案第 37 号 令和 3 年度斑鳩町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、また、認定第 6 号 令和 3 年度斑鳩町水道事業会計決算の認定についての 2 議案につきましては関連する議案ですので、一括議題とし、審査します。

理事者の説明を求めます。 上田都市建設部長。

○上田都市建設部長 議案第 37 号 令和 3 年度 斑鳩町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について及び、認定第 6 号 令和 3 年度 斑鳩町水道事業会計決算の認定について、説明させていただきます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

議案第 37 号

令和 3 年度斑鳩町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

標記について、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和4年9月1日 提出

斑鳩町長 中西和夫

次に、

認定第6号

令和3年度斑鳩町水道事業会計決算の認定について

標記について、地方公営企業法第30条第4項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の認定を求めます。

令和4年9月1日 提出

斑鳩町長 中西和夫

それでは、令和3年度斑鳩町水道事業会計決算書に沿って説明させていただきます。

決算書の2ページをお願いします。(1)収益的収入及び支出でございます。収入では、第1款 水道事業収益、最終予算額7億8,637万3千円に対しまして、決算額7億8,735万6,986円、差し引き98万3,986円の増となっております。

次に、支出でございます。第1款 水道事業費用、最終予算額7億8,291万3千円に対し、決算額7億4,741万6,172円、不用額3,549万6,828円でございます。次に4ページをお願いいたします。

(2)資本的収入及び支出でございます。第1款 資本的収入では、最終予算額1億5,281万8千円に対しまして、決算額1億2,551万6,800円となり、2,730万1,200円の減でございます。次に支出でございます。第1款 資本的支出では、最終予算額3億588万4千円に対し、決算額が2億2,708万8,078円で、不用額は3,862万8,922円でございます。表の欄外のとおり、資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億157万1,278円につきましては、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額563万8,589円と、過年度分損益勘定留保資金9,593万2,689円で補填いたしております。次に6ページをお願いいたします。損益計算書でございます。下から3行目、当年度純利益は3,420万1,678円となり、当年度未処分利益剰余金は1億7,014万8,461円となりました。7ページをお願いいたします。剰余金計算書でございます。最下段をお願いいたします。当年度変動額として、当年度未処分利益剰余金が1億7,014万8,461円となり、資本合計は、23億3千万7,392円となっております。

8ページをお願いいたします。令和3年度斑鳩町水道事業剰余金処分計算書(案)でございます。ここで、議案37号 令和3年度斑鳩町水道事業会計未処分利益剰余金の

処分についての説明を兼ねさせていただき、ご説明申しあげます。議案37号の2枚目と同じ資料でございます。先ほどご説明させていただきました剰余金計算書のとおり、令和3年度末の水道事業会計未処分利益剰余金は1億7,014万8,461円となり、そのうち3,400万円を減債積立金として処分することにつきまして、地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、令和3年3月31日現在の貸借対照表でございます。9ページをお願いします。まず、資産の部の中ほど、固定資産合計が52億7,777万4,986円、流動資産は7億2,976万9,033円で、資産合計が60億754万4,019円でございます。次に、10ページをお願いいたします。負債の部では、固定負債、流動負債、繰延収益の負債合計が36億7,753万6,627円でございます。資本の部では、下から2行目でございます、合計23億3千万7,392円となり、負債資本合計が60億754万4,019円でございます。

次に、令和3年度決算付属資料の2ページをお願いいたします。水道事業報告書についてご説明させていただきます。(1)総括事項といたしまして、業務状況では、契約件数が前年度より114件増加し1万1,496件となり、年間総給水量は前年度と比較して6万3,638立方メートル減の305万6,827立方メートルでございます。また、令和3年度から町の浄水場施設は停止しておりますので、すべて県営水道からの受水でございます。有収水量は284万7,238立方メートルとなり、有収率は前年度と比較して0.9ポイント増の93.1%でございます。

次に、建設改良費でございます。配水設備では、老朽管更新事業で工事3件、委託2件、公共下水道築造工事関連で工事5件を発注し、管延長1,033mの整備を進めております。これら建設改良事業に係る事業費は、前年度より1,831万3,400円減の1億4,137万3千円となります。詳細につきましては、4ページに工事別に工事内容、金額、工期を記載いたしております。

次に、財政状況でございます。営業収益のうち、給水収益は、有収水量が前年度と比べ3万1,308立方メートル減少しましたが、昨年度は、新型コロナウイルス感染症の支援策として、基本料金を8か月分免除いたしましたので、前年度と比較して8,254万7,907円増の6億1,106万1千円となっております。また、営業費用では、前年度と比較して4,059万1,592円増の6億7,092万9,601円となりました。主な内訳といたしまして、原水及び浄水費では、令和3年度から浄水場を停止したことから、受水費の増から前年度と比較して5,375万3,391円の増、配水及

び給水費では、委託料及び修繕費の減により前年度より640万8,491円の減、総係費では、職員の人件費、委託料の減から前年度と比較して111万6,032円減、減価償却費では、前年度と比較して948万9,298円の減となっております。

次に、営業外では、営業外収支は、6,822万1,478円となりました、以上から純利益は3,420万1,678円となっております。

また、資本的収支では、収入総額1億2,551万6,800円、支出総額2億2,708万8,078円となり、差し引き1億157万1,278円の支出超過となり、過年度分損益勘定留保資金、消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填しております。

次に、3ページをお願いいたします。(2)議会議決事項として6事項、(3)職員に関する事項では、職員の配置状況として、会計年度職員が1名減、業務関係で課長補佐が下水道事業会計を兼務することにより0.5の減となっております。

次に、5ページをお願いいたします。業務量に関する事項でございます。下段、供給単価では、1立方メートル当たり消費税抜きで214円62銭、昨年度は、新型コロナウイルス感染症支援対策による収益減のため、令和3年度は31円2銭の増となっております。給水原価は、1立方メートルあたり消費税抜きで210円95銭、昨年度と比較し、経常費用の増により12円24銭の増となっております。

次に、6ページをお願いいたします。事業収益及び費用について、前年度比較でございます。7ページをお願いいたします。事業収益構成と給水原価構成でございます。収益の構成比率では、新型コロナウイルス感染症対策として減免を実施した前年度と比較して、給水収益の比率が増えております。また、給水原価構成では、町の浄水場施設を停止し、全て県営水道からの受水に切り替えましたので、受水費の割合が増加し、人件費、動力費、薬品費、修繕費が減少いたしております。

次に、8ページをお願いいたします。固定資産の取得状況でございます。構築物では管工事として、総延長1,033m、9,607万円の資産を取得いたしております。

次に、9ページをお願いいたします。重要な契約の要旨として、契約額が1千万円以上の工事として8件を発注いたしております。次に、企業債及び一時借入金の概況では企業債の前年度末残高が12億3,770万350円、本年度借入高が4,600万円、本年度償還高が8,537万6,568円となり、本年度末残高は11億9,832万3,782円となっております。なお、一時借入金はございません。その他の会計処理に関する事項で、たな卸し資産の購入限度額の執行額は28万5,615円となっております。

続きまして、決算関係書類といたしまして、12ページから14ページに収益的収支の明細、15ページには資本的収支の明細でございます。そして16ページ、17ページに、固定資産の明細、18ページ、19ページは、企業債の明細、20ページに、令和3年度斑鳩町水道事業会計キャッシュフロー計算書でございます。

下から3行目の、資金増加額が1億3,821万5,520円となり、資金期首残高4億3,102万2,360円から、資金期末残高は5億6,923万7,880円となっております。

次に、参考書類といたしまして、22ページから24ページまで各事業活動に係る推移、25ページには未収金、未払金、預り金の一覧表、26ページに損益計算書の推移、27ページに貸借対照表の推移、28ページから29ページに主な経営分析比率を記載いたしております。また、資料1に消費税試算表、資料2に事業収支年度推移表、資料3に1戸あたり使用水量年度推移と給水収益推移表、資料4として石綿セメント管改良状況、令和3年度には100mの改良を実施いたしております。資料5に不納欠損及び過年度分未収金状況、資料6に財政推計表を添付いたしております。令和33年度までの推計でございます。

以上で、議案第37号 令和3年度斑鳩町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について及び、認定第6号 令和3年度斑鳩町水道事業会計決算の認定についての説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜わり、何とぞ原案どおり可決、認定いただけますようお願い申し上げます。

- 横田委員長 説明が終わりましたので、斑鳩町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について及び水道事業会計について、質疑をお受けします。 齋藤委員。
- 齋藤委員 資料15、令和3年度水道事業会計決算資料の一番最後のページの資料6ですけれども、裏のページを見ますと、下から3分の1のところ、資本的収支ってありまして、その中の二つ目、浄水施設更新費というのがありまして、その中で令和21年度、22年度、23年度について、浄水施設更新費が大きく計上されておりますけれども、県水一体化になりまして浄水施設の更新というのはもう県でやると思うんですけども、どうしてここにこの令和21年度から23年度までの中にこういうのが入ってるのか教えてもらいたいと思います。
- 横田委員長 岡村上下水道課長。
- 岡村上下水道課長 財政推計表の話でございますが、まず県一体化の関係でございますが、こちらは事業統合後になりますと、この推計表は使わなくなるのでございますが、

現在のところは町単独でやった場合ということを想定して、推計表をつくっております。まず、それで金額が上がります理由といたしましては、更新計画の中で令和20年度以降で北部配水池、令和25年度以降に三井配水池が耐用年数である60年を経過いたしますことから、その更新年を3年間で平準しているため、費用が増大しているといったことでございます。以上でございます。

○横田委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 ということは、この推計表の一番下の企業債残高Aってありますけども、この企業債残高も全部、県水一体化でなくなるということによろしいのでしょうか。

○横田委員長 岡村上下水道課長。

○岡村上下水道課長 そのとおりでございます。

○横田委員長 ほかに質疑ございますか。

木澤委員。

○木澤委員 説明にもありましたように、令和3年度から県水100%になったということで、給水費が増えたりとかいろいろ影響がある部分が、どういう形でこの決算書にあらわれているのかというのがよくわからないので、もうだから2年度と、100%になる前となった後の比較ってこれでしかもうできないと思いますので、ちょっと詳しく教えていただきたいんですけど。

○横田委員長 岡村上下水道課長。

○岡村上下水道課長 県水道、水源の転換によります増減の関係でございますが、こちらのほうは比較いたしまして、まず受水量につきまして、令和2年度で202万トンから令和3年度304万トン、100万トン増加しております。その受水費といたしまして、1億円の増額となっております。次に、それで削減いたしました経費といたしましては、浄水停止に伴います電気代、動力費でございます。

○横田委員長 木澤委員。

○木澤委員 課長、資料では出てきてない。どこに載ってるかを教えてほしいんですけど。

○横田委員長 岡村上下水道課長。

○岡村上下水道課長 付属資料の23ページでございます。今説明させていただいたのが、そちらのほうを整理いたしました数字を説明させていただいたところです。こちらで説明しますと、まず先ほど申しました受水量ですね、増減につきまして、増加したことから1億円増額になっていることとございます。こちらにつきましては、総給水量ですね、上から5番目のところになってきます。次に、減額の部分ですが、こちらにつき

ましては、資料のほう整理をかせさせていただきますので、ちょっと別途整理をした形になっております。

○横田委員長 暫時休憩します。

( 午後 1 時 5 6 分 休憩 )

( 午後 1 時 5 9 分 再開 )

○横田委員長 再開します。 岡村上下水道課長。

○岡村上下水道課長 先ほどの続きになりますが、こうした表の中で削減できた主な経費ですが、まず浄水停止に伴います電気代、動力費です。こちらのほう、金額のほう大きかったのが主な費用としまして、また 1 番上に書いてます人件費ですね、こちらが浄水場を止めましたことに伴いまして、事業減少に伴ったことによりまして、会計年度任用職員を 3 名から 2 名にしたところの減です。主なこの二つ等と修繕費と、細かい薬品費等はあるのでございますが、主な費用といたしまして約 4, 2 0 0 万円減額となっております。差引きしますと、約 5, 8 0 0 万円の増額になってるということでございます。

○横田委員長 木澤委員。

○木澤委員 この 1 億円については、ずっと今後もだいたいこういう形で続いていくでしょうけど、削減できるほうについてはその都度都度、違うわ、もうこれだから人件費で言うともう今年度に限りということなんですね。言うてはるように、施設の更新等がなくなっていくということで、トータル的に見ると自己水でいくよりも費用負担の率というんですかね、ましになりますよという。大きく表れているとしたら、もうここの部分やということですね、理解しておきます。それと、水道の給水の益ですね、令和 2 年度で基本料の 8 か月分ですかね、減免をやっていただいでて、それを金額としてちょっと確認しておきたいなと思うんですけど、それはどこかに出てますかね。これやっていただいたのが令和 2 年度になろうかと思えますんで、こっちの 3 年度の資料では出てなかったら数字だけ教えてほしいんですけど。

○横田委員長 上田都市建設部長。

○上田都市建設部長 事業報告書の 6 ページをご覧いただきたいと思います。水道事業収益の欄で、給水収益がございまして、その給水収益、令和 2 年度では 5 億 2, 8 5 1 万 3, 0 9 3 円に対しまして、令和 3 年度では 6 億 1, 1 0 6 万 1 千円ということになっておりまして、その差で減免の差が出てるということでございます。量が令和 2 年度のほうがかなり使っておられるので、そのへんの差引きはなかなか難しいところですけども。令和 2 年度は在宅の方が多くおられたので、水道も減免したものの使用量、水量

については多く使っておられるので、その辺の差が生じているということでございます。

○横田委員長 木澤委員。

○木澤委員 単純に8か月減免した、基本料金掛ける8か月での金額はわかりますか。

○横田委員長 岡村上下水道課長。

○岡村上下水道課長 減免の総額の費用でございますが、9,297万8,733円というようになっております。

○横田委員長 木澤委員。

○木澤委員 わかりました。9,298万円分も減免してるけど、使用水量も増えてるんで、単純にそれだけ引いてもつじつまは合わないよということだけは理解できます。

それと、資料15の資料4、石綿セメント管の更新ですけど、令和3年度で100メートル更新していただいて、残り720メートルのところ、令和4年度はゼロということですけど、計画的に更新はしていくというふうに理解をしてましたけど、そういうわけではないんでしょうか。今後の見通しというのを教えてもらえますか。

○横田委員長 岡村上下水道課長。

○岡村上下水道課長 石綿管の更新でございますが、こちらはこれまで公共下水道の工事やその他事業と併せて、一定のエリア、広い範囲で更新を行ってきたところです。ただし、現在残っている箇所というのが、小さい箇所とかに小規模な部分になっております。その中で、下水道の今後整備していく地域等も含まれておりますことから、そうした計画と連携を図りながら、今後していきたいということで計画しておりますので、今年度はゼロということになってますが、修繕等ですね、出てくれば更新していくこともございますので、そういったことを考えながら進めていきたいと考えております。

○横田委員長 木澤委員。

○木澤委員 わかりました。これまでは結構な延長があったんで計画的に進めてきたけど、効率考えると下水と一緒にやっていったほうがいいよということですね。わかりました。

続けて、建設水道常任委員会でも報告いただいたんですけど、監査委員さんの意見書の中でも最後に指摘されてますように、押印のなかった分ですね、常任委員会的时候に、今後の改善策についても報告いただいたんですけど、あまりよく理解できてませんので、私思ってたのは、企業会計ということで、その中だけで処理をしてしまうということで、こういった問題があったのかなと。だからチェックをできる、第三者というわけじゃないですけど、そういう体制を組み込んでチェックしていくということが、やっぱり再発防止になるのかなというふうに思うんですけど、もう一度その対策というんで



すかね、どういうことをやったのかというのを教えていただけませんか。

○横田委員長 岡村上下水道課長。

○岡村上下水道課長 まず、今現在の対策でございますが、会計のシステムが役所と役場と本庁と同じような形で、課長の権限で決裁をした後、次の支払い事務に進むというような作業をひとつ、今現在加えて、8月1日からその作業を実施しているところです。まず、そちらのほうで、当然そこで決裁を押さないと次の伝票とか切れないということになっておりますので、現在はその対策を進めているところでございます。

○横田委員長 木澤委員。

○木澤委員 やっぱり課の中の課長の決裁で進んでいけるよということになると、課長が忘れてたらまた同じことになってしまうんじゃないかなというふうに思うんですけど、これは副町長、例えば本庁で言うと会計管理者がいらっしゃって、町長の決裁もらって、チェックして出金オッケーですよという形でチェック体制があると思うんですけど、これは水道は水道で独立してるからとって、その中だけで処理してしまうと、結局、課長が見つけられなかったら同じことになってしまうのかなと思うんで、やっぱり、例えばできるかどうかわからないですけど、会計管理者で水道についてもチェックして、出金をオッケー出すよというような体制は取れないのかなと思うんですけど、それはできへんのですか。

○横田委員長 加藤副町長。

○加藤副町長 まず、今回の水道事業の関係で不適切なことにつきまして、まずはご心配をおかけいたしましたことについてお詫びを改めて申し上げます。

今回、工事の関係で起工から支払いに至るまでの事務処理の中で、不適切な箇所というのが複数ございます。その中でも、特にポイントとして重要視しないといけないのはやっぱり支払いができてしまってるというところが、今回の、特に不適切な事項にあたる部分でございますので、そういったことも踏まえて今回、再発防止策というのを検討させていただいております。再発防止にあたりましては、まず一点としては、現行の管理体制の中でどういった再発防止が図れるのかというのがまず一点検討させていただいて、もう一点が、今委員が言われましたように、会計室の関係を、職員を、まず企業会計と一般職の事務の関係について併任できますので、通すことは可能です。会計管理者を除きますけれども、一般の職員につきましては併任という形でできますので、そういった2点を比べて今回最終的に、今現行8月から体制を整備させていただいてる中で、課長が最終的にはシステムをチェックして、機械的にチェックをしないと次の支払い行

為に進めないということもシステム管理が可能でございますので、そういった形で、今ちょっと課長は知らずにいったらとかいうご質問がありましたけれども、課長があえてそういったシステム操作を行いませんと、次の作業に進めないという形で今現行させていただきますので、この関係で十分チェック体制というのは可能であると判断をさせていただきます、今回こういう対応をさせていただいたということでございます。

○横田委員長 暫時休憩します。

( 午後 2 時 1 1 分 休憩 )

( 午後 2 時 1 3 分 再開 )

○横田委員長 再開します。 木澤委員。

○木澤委員 まだちょっと私自身よくわかってない部分もあるんですけども、課長しか触れないように、コンピュータでシステムを変えたということで、それが事実上、会計管理者じゃないですけども、チェックを入れたということになるんですね。私も業務のことは詳しくないので、それでやっていただいて問題がないか、またチェックしていただくしかないのかなというふうに思いますが、再発防止としてちょっとわからなかった面がありましたので、確認させていただきました。以上です。

○横田委員長 ほかに質疑ございますか。

( 「なし」と呼ぶ者あり )

○横田委員長 これをもって、斑鳩町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について及び水道事業会計に対する質疑を終結します。

次に、認定第 7 号 令和 3 年度斑鳩町下水道事業会計決算の認定についての審査を行います。

理事者の説明を求めます。 上田都市建設部長。

○上田都市建設部長 認定第 7 号 令和 3 年度斑鳩町下水道事業会計決算の認定について、説明させていただきます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

認定第 7 号

令和 3 年度 斑鳩町下水道事業会計決算の認定について

標記について、地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の認定を求めます。

令和 4 年 9 月 1 日 提出

斑鳩町長 中西 和 夫

それでは、令和3年度斑鳩町下水道事業会計決算書に沿って説明させていただきます。

決算書2ページをお願いします。(1)収益的収入及び支出でございます。収入では、第1款 下水道事業収益、最終予算額7億3,030万6千円に対しまして、決算額7億2,879万2,166円、差し引き151万3,834円の減となっております。次に、支出です。第1款 下水道事業費用、最終予算額7億2,096万1千円に対し、決算額7億1,529万1,977円、不用額566万9,023円でございます。

次に4ページをお願いします。(2)資本的収入及び支出でございます。第1款 資本的収入では、最終予算額9億3,605万6,380円に対しまして、決算額8億5,902万6,980円となり、7,702万9,400円の減でございます。

次に支出でございます。第1款 資本的支出では、最終予算額9億8,426万1千円に対し、決算額が8億8,412万312円で、不用額は491万6,308円でございます。また、翌年度繰越額は継続費繰越額と合わせて9,522万4,380円でございます。なお、表の欄外のとおり、資本的収入額が資本的支出額に不足する額2,509万3,332円につきましては、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額574万4,337円と、過年度分損益勘定留保資金1,934万8,995円で補填いたしております。次に、6ページをお願いいたします。損益計算書でございます。下から3行目でございます、当年度純利益は775万5,852円となり、当年度未処分利益剰余金は1,474万8,394円となりました。7ページをご覧ください。剰余金計算書でございます。最下段をお願いいたします。当年度変動額として、当年度未処分利益剰余金が1,474万8,394円となり、資本合計は14億7,429万7,327円となっております。

8ページをお願いいたします。令和3年3月31日現在の貸借対照表でございます。まず、資産の部では、なかほどでございます、固定資産合計が184億2,067万706円、流動資産合計は4億1,490万2,834円で、資産合計が188億3,557万3,540円でございます。次に、9ページ負債の部では、固定負債、流動負債、繰延収益の負債合計が173億6,127万6,213円でございます。資本の部では、資本合計14億7,429万7,327円となり、負債、資本合計が188億3,557万3,540円でございます。

次に、令和3年度決算付属資料の2ページをお願いいたします。下水道事業報告書についてご説明させていただきます。総括事項といたしまして、業務状況では、本年度の業務量は、供用面積が8ヘクタール増え、260ヘクタールとなり、供用人口が1万8,

917人となりました。また、接続申請件数は189件増加し、累計4,662件となり、普及率は、昨年度と比較して1.3ポイント増の67.1%、水洗化率は、昨年度と比較して1.8ポイント増の74.9%となっております。建設改良費では、管路建設改良事業で、令和3年度と令和4年度の2か年継続事業2件を含め、工事8件、委託業務3件を発注し、管渠延長1,677mの整備を進めました。これらの事業費は3億9,586万3,220円となっております。詳細につきましては4ページ、5ページに、工事別に工事内容、金額、工期を記載いたしております。

次に、財政状況でございます。営業収支は、前年度と比較して1,522万8,256円増の4億1,969万868円となり、営業収益では、下水道使用料は、有収水量が前年度と比べ3万3,940立方メートル増加し、前年度と比べ411万8,451円増の1億5,670万7,986円となっております。営業費用では、前年度と比較して1,900万1,707円増の5億7,666万8,854円でございます。その主な内訳といたしまして、管渠費で委託料の増により89万7,832円の増、総係費では、人件費等の増により299万5,925円の増、また、接続数の増加により、汚水処理費の流域下水道管理運営費負担金が187万1,194円の増でございます。営業外収支では4億2,744万6,720円の利益となっております。以上から純利益は775万5,852円となっております。次に、資本的収支では、収入総額8億5,902万6,980円、支出総額8億8,412万312円となり、差し引き2,509万3,332円の支出超過となり、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額と過年度分損益勘定留保資金で補填いたしております。

次に、3ページをお願いします。(2) 議会議決事項として五つの事項、(3) 職員に関する事項では、下水道係で人事異動に伴い1.5人の増となっております。

次に、6ページをお願いいたします。業務量に関する事項でございます。処理区域内人口は2万8,220人で、普及率が67.1%でございます。水洗化人口は615人増の14,177人で、水洗化率が1.8ポイント増の74.9%となっております。

7ページには、事業収益及び費用についての前年度比較でございます。

次に、8ページをお願いいたします。固定資産の取得状況でございます。構築物では、管工事で総延長1,677m、3億720万445円の資産を取得いたしております。

次に、9ページをお願いいたします。重要な契約の要旨として、契約額が1千万円以上の工事12件と下水道工事に伴う水道移設工事補償5件でございます。

10ページをお願いいたします。企業債及び一時借入金の概況では、企業債で、前年

度末残高が 8 5 億 7, 9 8 3 万 2, 7 2 4 円、本年度借入高が 2 億 4, 7 3 0 万円、本年度償還高が 4 億 5, 3 2 6 万 9, 4 7 8 円となり、本年度末残高は 8 3 億 7, 3 8 6 万 3, 2 4 6 円となっております。なお、一時借入金はございません。その他の会計処理に関する事項で、他会計補助金では一般会計からの補助金として合計で 5 億 5, 0 4 9 万 5 千円を受け入れしております。(イ) 他会計補助金等の用途につきましては、収益の部では、一般会計からの補助金を総係費等に充当し、資本の部では、国庫補助金は管路建設費改良費に充当し、一般会計からの補助金及び、下水道事業負担金は、企業債償還金に充当いたしております。

続きまして、決算関係書類でございます。1 2 ページから 1 3 ページに収益的収支の明細、1 4 ページから 1 5 ページには資本的収支の明細でございます。そして 1 6 ページ、1 7 ページに、固定資産の明細、1 8 ページから 2 5 ページまでが企業債の明細でございます。そして 2 6 ページをお願いいたします。キャッシュフロー計算書でございます。下から 3 行目の、現金預金の増減額が 8, 9 3 3 万 4, 7 1 4 円となり、現金預金の期首残高 4 億 3, 4 7 6 万 5, 1 5 7 円から、期末残高は 3 億 4, 5 4 3 万 4 4 3 円となっております。

次に、参考書類といたしまして、2 8 ページから 2 9 ページまで、各事業活動に係る推移、3 0 ページに未収金、未払金、預り金の一覧表、3 1 ページに損益計算書の推移、3 2 ページに貸借対照表の推移を記載いたしております。また、資料 1 に消費税試算表、資料 2 に事業収支年度推移表、そして資料 3 に不納欠損及び過年度分未収金状況、そして資料 4 に財政推計表を添付いたしております。令和 2 1 年度までの推計でございます。

以上で、認定第 7 号 令和 3 年度斑鳩町下水道事業会計決算の認定についての説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜わり、何とぞ原案どおり認定いただけますようお願い申し上げます。

○横田委員長 説明が終わりましたので、下水道事業会計について、質疑をお受けします。

齋藤委員。

○齋藤委員 資料 1 8 の令和 3 年度下水道事業の会計決算資料の最後のページの資料 4 の財政推計表でございます。一番下の行の水洗化率、この上に普及率というのがございます。これを、令和 3 年度の決算資料と令和 2 年度の決算資料を比べてみました。そうしましたら、例えば令和 4 年度、令和 5 年度を比べてみると、今回の決算では普及率が令和 4 年度が 6 9. 2、令和 5 年度が 7 0. 8 ということで、普及率が 1. 6 差があります。要するに普及率が 1. 6 ようけ普及しております。しかし、令和 2 年度の決算資料

をみますとここが1.8普及している、要するに普及率が減少している。それで水洗率をみますと、水洗率が令和3年度では0.3ですけども、令和2年度の決算では0.7、要するに普及率は減少し、水洗率が多くなっている。その差が違ってくるのはどうしてなのか、理由を教えてください。

○横田委員長 岡村上下水道課長。

○岡村上下水道課長 普及率と接続率の関係でございますが、まず、普及率につきまして、下水道の整備を予定している区域の人口のうち、どれぐらいの人が下水道を使えるようになったかを示す割合ということで示しております。接続率は下水道が使えるようになった区域の中で、どのぐらいの人が下水道に接続いただいているかを示している割合となっております。こうしたことから推計等で考えております接続申請があった場合の接続件数が増えた場合等によりまして、計算が変わってきますことから、こうした逆転するような現象が起こってくるということの場合もございますので、ご了承いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○齋藤委員 要するに普及率が下がれば、工事費が少なくすむ、接続率が上がれば収益が上がる。要するに、工事費を減らして普及率を上げている、去年の決算と今年の決算で、そういうふうにして少しずつ差が段々減らしている、減らしているというか工事費を減らして普及率を上げるような計算しているんだけど、それどうしてなのかな。

○横田委員長 暫時休憩します。

( 午後2時31分 休憩 )

( 午後2時37分 再開 )

○横田委員長 再開します。ほかに質疑ございませんか。 木澤委員。

○木澤委員 決算付属資料の6ページ、接続申請件数で189件あがっているんですけども、これ当初予算の時は何件で見込み立てておられたんですかね。

○横田委員長 岡村上下水道課長。

○岡村上下水道課長 80件を見込んでおりました。

○横田委員長 木澤委員。

○木澤委員 見込み以上に接続していただけるのは非常にありがたいことですけど、なんで当初の見込みとこだけ数字が変わってきているのかを教えてください。

○横田委員長 上田都市建設部長。

○上田都市建設部長 予算の時にもその質問受けておりまして、あくまでも予算については、会計を組み立てるうえでの件数、要は収入があつての事業でございますので、最低

でもこれだけという見込める数字が80件あったと、努力目標でなくて、確実に80件この区域でという、80件を予定できる、見込める件数として80件を予算に計上させていただきまして、目標は高く予定しているところでございます。

○横田委員長 木澤委員。

○木澤委員 そしたらこの189件の中で、その年に整備して接続していただいた件数と、過年度に整備が終わってて、接続していただいた件数というのは把握はされてますか。

○横田委員長 岡村上下水道課長。

○岡村上下水道課長 接続件数189件の内訳でございますが、令和3年度で42件、22%になっております。それ以前の過年度につきましては147件、約78%ということになっております。

○横田委員長 木澤委員。

○木澤委員 その147件の方というのは、どうして申請してくれたっていうのも変ですけど、なんでしてくれはったんですか。

○横田委員長 上田都市建設部長。

○上田都市建設部長 年度ごとの表をまとめているんですけど、その表によりますと、平成16年供用開始した区域から今30件の申請がございます。それともうひとつは令和元年、2年に整備したところが14件、28件と多い状況です。要は長くいてても、ためていただいているのか、計画していただいているのかというところで長く申請をしていただいた方と、2、3年はやっぱり接続したいという思いでしていただいている方、この2極というか、そういう形で申請していただいているかなというふうに推察しているところでございます。

○横田委員長 木澤委員。

○木澤委員 職員の皆さんで努力して呼びかけしていただいたから入ったということではないんですか。

○横田委員長 上田都市建設部長。

○上田都市建設部長 当然、未接続の区域に個別にチラシを配布したり、説明に伺ったりしておりますので、そういった努力も報われているのかなと考えております。

○横田委員長 木澤委員。

○木澤委員 わかりました。努力目標をちゃんと別に立てて、やっていますよということなんで、それが結果として表れたというふうに理解しておこうと思います。

それとですね、こちらも監査委員さんの決算意見の中で、将来的には下水道処理区域

のあり方および代替方法の検討が課題となるというふうなことをおっしゃってまして、今までこんなことおっしゃってなかったんですけど、今年度これ初めて出てきて、これはどういうことを指しているのかなと。

○横田委員長 岡村上下水道課長。

○岡村上下水道課長 監査の話でございますが、こちらのほうにつきましては、当然、繰入金とか、当然、下水道推計の中で、当然これからも費用がかかってくるといった中で、今後どのように減らしていったりとか、そういうのにつなげるとかいったところの中のこういった話であったということで認識しております。

○横田委員長 上田都市建設部長。

○上田都市建設部長 補足させていただきますと、今、全体計画区域の中の一番目標値としているのが、都市計画決定区域といたしまして、例えば三井地区、岡本地区、高安地区、目安地区、遠い集落も含めて全体的に下水道を整備する区域として白石畑以外の区域を囲んでいるところでございます。その中で財政状況、また景気の状態ですね、国からの補助金の状況も鑑みますと、これから下水道を遠方の区域、もしくは家と家が、集落の中でも離れているようなところまで下水道を整備していくのかどうかを十分に検討するよという監査のご指摘を受けて、今後それを検討していきたいと思っております。

○横田委員長 木澤委員。

○木澤委員 例えば下水道整備ではないやり方、というのはどういったものがあるんでしょうか。

○横田委員長 岡村上下水道課長。

○岡村上下水道課長 それ以外の整備といたしましては、合併浄化槽であるとか、コミュニティプラント、地域で集落排水、そういったところが先進事例としてはございます。

○横田委員長 木澤委員。

○木澤委員 どういうところをそういうふうな対象として、検討していくのかっていうのは、どの段階で判断をされるんでしょうか。

○横田委員長 上田都市建設部長。

○上田都市建設部長 先ほど申しましたように、認可区域を7年ごとに見直し、また編入いたしております。その7年の中で次に新しい区域を加えるときに、当然、市街化区域については、整備をしていくという目的で進めておりますけども、やはり調整区域につきましては、一定のコスト比較、また家屋と家屋の間の距離等も含めまして、どちらが



汚水処理施設、今申しましたように、浄化槽も汚水処理施設のひとつとして、こういった手法でしたらいいかというのは、担当部局も含めて協議して決めていっていくのかなというふうには考えております。

○横田委員長 ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○横田委員長 これをもって、下水道事業会計に対する質疑を終結します。

以上で、都市建設部所管に係る決算審査を終わります。

理事者入れ替えのため、15時00分まで休憩します。

( 午後2時45分 休憩 )

( 午後3時00分 再開 )

○横田委員長 再開します。

それでは、教育委員会所管に係る決算審査を行います。

初めに、第2款 総務費について、説明を求めます。 本庄教育次長。

○本庄教育次長 それでは、第2款 総務費のうち、教育委員会が所管いたします決算の概要につきまして、ご説明申しあげます。失礼して座って説明させていただきます。

それでは、主要な施策の成果報告書(資料編)の11ページをお願いいたします。第1項 総務管理費、第1目 一般管理費のうち、一番下の青少年悩み事相談員の配置として、引き続き、中央公民館に当該相談員を配置をいたしました。

次に、26ページをお願いいたします。第11目 青少年対策費でございます。青少年の健全育成のため、青少年問題協議会が中心となり、青少年に対する声かけなど、夜間を中心とした巡回補導活動を実施をし、青少年の非行防止に努めました。また、新型コロナウイルス感染症の対応として、7月と11月の各強調月間に合わせ、啓発物品の公共施設への設置や小・中学生への配布を行い、住民の方々に青少年の健全育成に向けた意識の高揚、協力要請、また協議会組織の周知等の啓発活動に努めました。さらに、青少年悩み事相談の実施では、オンラインでの相談体制を整備し、令和4年3月からオンラインによる相談を開始をしております。

以上、第2款 総務費のうち、教育委員会が所管いたします決算の概要の説明とさせていただきます。よろしくご審査賜りますようお願いを申しあげます。

○横田委員長 説明が終わりましたので、第2款 総務費について、質疑をお受けします。

齋藤委員。

○齋藤委員 11ページの公民館で青少年の悩み事相談があって、26ページには1年間

で68件の悩み事があったとありますけど、悩み事相談の窓口というのは、例えばいろいろあると思いますけども、子育て支援課もありますし、それから福祉課もありますし、いろんなところで悩み事相談がありますけども、公民館でやっているというのはあまり認識がなくて、そうだったんかと思ったんですけど、それぞれの相談窓口の区分けというのか、こういう場合はここ、こういう場合はここというものはあるのか。もしくはここに設けなければならない特別な事情があるのか、それで周知がされているのかどうか、そのへんのところをおしえてもらえないでしょうか。

○横田委員長 本庄教育次長。

○本庄教育次長 相談に関するご質問でございます。こちらにつきましてはやはり相談場所ということで、多種多様な形での相談場所を設置をしていくと、そのことによって特に今回ご質問いただいております私どもの所管いたしますのは、青少年悩みごとということで、いろんな学習、あるいは家庭などの様々な不安、また人間関係の悩みごとなど、相談があるということ相談員のほうからも報告を受けております。ですので、区分けといいますか、いろんな形でのセーフティーネットの強化というところで、相談の体制というのは一定必要であると認識をしておりますので、引き続きこうした形で相談場所を設けていきたいと思っております。また、周知の関係につきましては、今現在ホームページでありましたりとか、広報紙で毎月相談日時の方は周知をさせていただいておりますので、そういった形で継続して周知をしていきたい、さらにはただいま申しあげました、昨年度ティッシュナリを啓発物品として配っておりますけれども、小中学生の児童生徒に配っておりますけれども、その時にこういう相談場所があるよというようなことも掲載をさせていただきながら、周知を図らせていただいているところです。

○横田委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 中央公民館で窓口にして、こんなこといったら悪いけども、専門でないという部分はありますよね、例えば子育てのことで相談に来た時に、専門でないので子育て支援課、生き生きプラザに行ってください、もう1回相談してくださいとか、そういうつなぎ役というの、あるんでしょうかね。

○横田委員長 本庄教育次長。

○本庄教育次長 委員、おっしゃっていただいておりますように、その内容によりましては関係機関のほうに引継ぎをさせていただく、あるいは紹介をさせていただくという形で対応させていただいているところでございます。

○横田委員長 ほかに質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○横田委員長 これをもって、第2款 総務費に対する質疑を終結します。

次に、第3款 民生費について説明を求めます。 本庄教育次長。

○本庄教育次長 それでは、続きまして民生費のうち、教育委員会が所管いたします決算の概要につきまして、ご説明を申し上げます。失礼して座って説明をいたします。

主要な施策の成果報告書(資料編)の62ページをお願いいたします。第2項 児童福祉費、第4目 学童保育運営費でございます。放課後児童対策の充実では、児童の健全育成と女性の社会進出、就労等を支援するため、学童保育を引き続き実施をし、学童保育室の適切な管理運営を行い、安心して保護者が児童を預けられる環境づくりに努めました。学童保育室の充実では、保育環境の改善のため、西学童北保育室と別棟のトイレ棟をつなぐ廊下に波板壁の設置を行いました。また、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、西学童北保育室内に児童専用の洗面台を設置いたしますとともに、各学童保育室のトイレへの自動照明センサーの取付けと、洗面台への自動水栓の取付けを行ったところでございます。

以上、第3款 民生費のうち、教育委員会が所管いたします決算の概要の説明とさせていただきます。よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

○横田委員長 説明が終わりましたので、第3款 民生費について、質疑をお受けします。木澤委員。

○木澤委員 学童ですけれども、コロナで入所希望が減っているというのもあるんですけど、確か西学童については増築をされたと思うんですけど、その定員との関係で教えていただけますか。

○横田委員長 本庄教育次長。

○本庄教育次長 西学童保育室の新設の関係でございます。定員の関係ですけれども、まず規則上の定員でございます。従前が50人、新設後が100人という形で改正をさせていただいております。あと、面積要件に伴います定員でございますけれども、新設前が106人、新設後が149人ということでの定員となっているところでございます。

○横田委員長 木澤委員。

○木澤委員 これを見ますと、斑鳩学童もちょっと減っているんですけど、西が84から53ということで、定員かなり増やしたけど、減になっている理由はわかりますか。

○横田委員長 本庄教育次長。

○本庄教育次長 ご質問の令和3年度の西学童保育室の児童数が減少した理由でございま

すが、令和3年4月1日時点、年度当初の時点での児童数は70人の入室となっておりまして、この時点で令和2年4月1日、いわゆる前年度と比較をいたしまして19人の減となっているところでございます。特に新一年生が17人の減という状況でございました。その理由ですけれども、その後、施策の成果報告書の基準としております3月1日までに退出されたということになってまいりますけれども、令和2年度末から引き続き新型コロナウイルス感染症の影響から保護者のリモート勤務や休職、また離職により自宅での保育が可能となった家庭が増えたこと、また学童保育室の密集、密接、密閉このイメージによる敬遠も一部要因としてはあったんじゃないかなというふうに思っているところでございます。さらには斑鳩黎明学童が令和3年度から利用定員を70人から105人に増員されたということも要因のひとつではないかというふうに思っております。さらに令和4年度、今年度の西学童保育室の状況でございますが、夏休み期間中の8月1日の時点で74人、そして夏休み明けの9月1日の時点で60人というふうになっておりまして、コロナ禍前の令和元年度の3月の時点では71人というふうになっておりますので、少しずつコロナ禍以前に戻ってくるのではないかなと、このように検証しているところでございます。以上でございます。

○横田委員長 木澤委員。

○木澤委員 コロナ禍の影響もあって、自宅でみれるということで退出されるのはあると思いますけど、今後戻っていくということなんで、特に保育園のほうとか、学童の状況についても改善されているのと、こんだけ空きがありますというのを周知していただいて、よくご利用いただけるようにしていただきたいと思っておりますのでお願いしておきます。

○横田委員長 ほかに質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○横田委員長 これをもって、第3款 民生費に対する質疑を終結します。

次に、第9款 教育費について、説明を求めます。 本庄教育次長。

○本庄教育次長 それでは、第9款 教育費について説明をさせていただきます。

主要な施策の成果報告書(資料編)の130ページから166ページでございます。

130ページをお願いいたします。はじめに、第1項 教育総務費でございます。第1目 教育委員会費では、教育委員会の活動内容として、時代に応じた教育や特色ある教育、また生涯学習・文化等に関する教育行政全般の方針の審議や学校計画訪問等を実施しております。

続いて、第2目 事務局費でございます。例年、町議会に協力いただき、子ども模擬

議会を開催しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度に続いて中止といたしました。その代替事業として、令和3年度におきましても、斑鳩に学び、斑鳩を創る作文コンクールを実施をいたしました。次に、131ページでございます、就園・就学事務及び特別支援教育就学指導の充実では、次年度に就園、就学予定の幼児、児童に対する健康診断の実施や、就園・就学に係る案内等を行ったほか、支援を必要とする児童、生徒等に対しましては、医師や学校関係者等による教育支援委員会や就学予定児教育相談の開催など、一人ひとりの心身の状況に応じた適切な就学指導、教育相談を行いました。また、中学生太子サミットについては、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度に続き中止としたところでございます。次に、社会科副読本の作成では、3年に1度更新を行ってきた社会科副読本、わたしたちの町斑鳩について、タブレット端末で活用できるようデジタル資料として改訂を行いました。

132ページをお願いいたします。外国人英語指導助手（ALT）の配置でございます。当町では、新学習指導要領の令和2年度からの小学校における英語の教科化に先がけ、1年前倒しして、令和元年度から各小学校にALTを配置してまいりました。引き続き、小・中学校において、ALTを積極的に活用し、児童生徒の英語教育の更なる充実を図るとともに、幼稚園、保育園にも派遣しながら、幼児期から英語に触れる活動を実施しております。学習支援の充実では、引き続き、教員OB等により、学力及び学習意欲の向上並びに地域コミュニティの活性化を図ることを目的に、スクールサポートを実施をいたしました。次に、教職員の健康管理では、町立小、中学校に勤務する教職員の定期検診を行いました。教職員の資質の向上として予定をしていた教育講演会の開催につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により中止といたしました。

133ページをお願いいたします。次に、スクールカウンセラーの配置及びスクールカウンセラーの活用では、従前からの奈良県からの派遣に加え、令和3年度からは町がスクールカウンセラーを1名配置し、児童生徒の学校における諸問題、案件の複雑化に対応することとし、相談体制の充実に努めております。さらに、斑鳩南中学校に、心の教室相談員を配置し、生徒の相談等に応じ、心にゆとりを持たせ、またストレスの軽減などに努めているところでございます。

134ページをお願いいたします。次に、小・中連携教育の実践として、小中連携教育の3つの柱に基づき各事業を計画しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、それぞれ規模を縮小しながら活動を行いました。令和3年度では、いかるが楽として、9年間の義務教育のなかで聖徳太子の十七条憲法を学び、斑鳩町を対外的に

も誇れるような教育を実施する、指導用教材及び学習指導案の取りまとめを行いました。

次に、官学連携の推進では、例年、大学等から講師を招き、体力向上を目的とした特別講座などを実施していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、中止としたところがございます。

次に、斑鳩町史の編さんでは、新修 斑鳩町史上巻について、令和3年度末を目途に発刊するため手続きを進めておりましたが、編集校正作業に時間を要し、年度内に全業務を完了することができなかったことから、令和4年度において、継続して事業を進めることとしたところがございます。

135ページをお願いいたします。続いて、第3目 私立学校振興費でございます。令和元年10月から幼児教育無償化に移行しており、引き続き、私立幼稚園に対して、保育料、入園料、預かり保育利用料について補助を行っております。さらに低所得、多子の世帯の保護者に対しましては、給食材料費の内、副食材料費について補助を行っているところがございます。

136ページをお願いいたします。続いて、第2項 小学校費でございます。第1目 学校管理費では、小学校の運営に係る費用として、小学校講師、栄養士、学校用務員等の人件費及び研修に係る経費、消耗品及び庁用備品の購入等を行うとともに、校舎の修繕や光熱水費の支出など、学校の維持管理に係る経費を支出しております。特に、一番下の小学校講師の配置では、引き続き、町独自の少人数学級編制を実施しており、小学校第1学年、第2学年は1学級当たり30人、第3学年から第6学年までは1学級当たり35人を基準としながら、平均児童数が30人を超える学年につきましては、その学年の数に応じて加配を行うなど、少人数教育の充実に努めたところがございます。

なお、小学校トイレ改修事業につきましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、資材の調達が難しい等の理由で、年度内に事業を実施することができなかったことから、令和4年度に事業費を繰り越して事業を実施することとしております。

また、137ページでございます、公共下水道への接続では、斑鳩西小学校の汚水排水を公共下水道へ接続するとともに、浄化槽の解体工事を実施し、学校施設の環境改善、地域の水質改善に努めたところがございます。

138ページをお願いいたします。続いて、第2目 教育振興費でございます。小学校特別活動の推進では、児童の自主性や個性を伸ばすため、運動会や芸術鑑賞など各種学校行事、学級活動及びクラブ活動等において、新型コロナウイルス感染症の影響により、内容の精査や様々な対策を講じながら、その推進に努めました。次に、139ペー

ジでございます、日本伝統文化の学習では、児童の伝統文化に対する理解を深めること等を目的に、斑鳩小学校では能楽、西小学校では茶道、東小学校では和太鼓といった伝統文化の学習を行ってまいりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、西小学校、また東小学校の活動は中止としたところでございます。

次に、小学校図書整備では、始業前の読書活動や読み聞かせなど、児童の読書活動を推進するとりくみを行うとともに、これらの活動をさらに充実するため、引き続き、町費により、3校で1名の学校司書を配置をいたしました。

140ページをお願いいたします。小学校特別支援教育の充実では、難病を抱える児童の就学に際して施設整備を行ったほか、特別支援学級入級児童の保護者の経済的負担の軽減を図っております。また、要保護・準要保護児童就学援助では、経済的な理由のために就学困難な児童の保護者に対して、学用品、校外活動費及び給食費等について援助を行っております。

141ページをお願いします。続いて、第3目 保健体育費でございます。児童の健康管理では、学校医等による児童の定期健康診断を行うとともに、小学校給食の充実では、食育並びに地産地消のとりくみを推進し、食物アレルギー等への対応など、安全で安心して食べることができる学校給食を提供しております。なお、学校の水泳指導につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度に続いて中止といたしましたが、施設の維持管理の観点から清掃点検等を実施したところでございます。

次に142ページをお願いします。続いて、第3項 中学校費でございます。第1目 学校管理費では、小学校費と同様に、中学校の運営に係る費用として、中学校講師、栄養士、学校用務員等の人件費及び研修に係る経費、消耗品及び庁用備品の購入等を行うとともに、校舎の修繕や光熱水費の支出など、学校の維持管理に係る経費を支出しております。また、中学校照明設備のLED化では、環境に配慮した学校施設整備の一環として、斑鳩南中学校の校舎の照明設備のLED化改修工事を実施をいたしました。

次に、143ページでございます。中学校講師の配置では、引き続き、町独自の少人数学級編制を実施し、全学年で1学級当たり35人を基準とした学級編制とし、平均児童数が30人を超える学年につきましては、その学年の数に応じて加配を行うなど、少人数教育の充実に努めました。なお、中学校トイレ改修事業につきましても、小学校と同様に、新型コロナウイルス感染拡大の影響から資材の調達が難しい等の理由により、令和4年度に事業費を繰り越して事業を実施することとしております。

続いて、第2目 教育振興費でございます。総合的な学習の時間をとおして、キャリ

ア教育や情報処理、環境との共生、福祉への理解等、時代のニーズに応じた教育の展開など学校教育の充実を図るとともに、生徒が自ら学び、自ら考える能力や社会に主体的に対応できる能力の育成を図るため、文化活動や部活動、校外活動に対する助成を行っております。令和3年度は、引き続き新型コロナウイルス感染症の影響により、芸術鑑賞や野外活動など一部取り止めた事業もございましたが、感染症対策を徹底しながら、実施できる方法を探り、様々な制限があるなかで実施をいたしました。

144ページをお願いいたします。中学校教科書の改訂では、新学習指導要領の実施に伴う中学校教科書用図書改訂により、教員が使用する指導書、学習教材等の更新を行いました。また、中学校図書の整備では、小学校と同様に、読書活動を通じて生徒の人格形成や情操をより一層育むとりくみを行うとともに、引き続き、町費により、2校で1名の学校司書を配置し、学校図書室の充実を図りました。

次に、145ページでございます。中学校特別支援教育の充実では、障害に応じた特別な支援を行うため、斑鳩中学校に通級指導教室を開室したほか、特別支援学級入級生徒の保護者の経済的負担の軽減を図っております。また、要保護・準要保護生徒就学援助では、経済的な理由のために就学困難な生徒の保護者に対して、学用品、校外活動費及び給食費等について援助を行っております。

146ページをお願いいたします。続いて、第3目 保健体育費でございます。生徒の健康管理では、学校医等による生徒の定期健康診断を行うとともに、中学校給食の充実では、食育並びに地産地消のとりくみを推進し、食物アレルギー等への対応など、安全で安心して食べることができる学校給食を提供しております。また、授業における水泳指導につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、小学校と同様に中止とし、部活動でのみプールを利用いたしました。また、施設の維持管理の観点から、清掃点検等を実施したところでございます。

続いて、147ページをお願いいたします。続いて、第4項 幼稚園費でございます。第1目 幼稚園費では、幼稚園の運営に係る経費として幼稚園教職員に係る人件費の支出のほか、特別な支援を必要とする園児の保育充実のため、引き続き、町費で臨時講師を配置するとともに、教員の資質向上のため、実践的な指導力を身に付けるなどの研修を行いました。また、国の交付金等を活用し、感染症対策に必要な物品を購入や、幼稚園のICT環境整備を支援するため、園内通信ネットワーク整備を行っております。

幼稚園預かり保育の実施では、令和3年度から新たに、町立幼稚園において、預かり保育を開始をいたしました。幼児の健やかな育成と保護者への子育て支援の充実を図る



こととしております。

次に、148ページでございます、園児の健康管理でございます。学校医等による園児の定期健康診断を実施し、園児の健康管理、指導を行っております。

149ページをお願いします。町立幼稚園に就園する園児の保護者の経済的な負担を軽減するため、幼児教育の無償化として保育料の徴収をしないこととしております。このようななか、幼稚園給食費の援助として、給食の提供につきましても、給食材料費、調理洗浄業務に係る経費について助成を行い、さらに低所得、多子の世帯の保護者に対しましては、給食材料費の内、副食材料費について助成を行っているところです。

続きまして、150ページをお願いいたします。第5項 社会教育費、第1目 社会教育総務費でございます。家庭教育講座の開催では、子どもたちのより良い成長を目指して、子育てや家庭教育について学ぶ場として、子どもを持つ保護者を対象とした家庭教育講座を開催いたしました。次に、ホリディ学園の開催では、日常生活において学校や家庭では体験しにくい自然や社会の中での体験を通じて自己の知識を広め、集団生活の大切さや自己の役割を学び、社会性を育み自分を育てることや、地域のリーダー育成を目的として、小学校4年生から6年生を対象としたホリディ学園を開校いたしました。

また、学校・地域連携教育支援活動の推進では、令和3年度からは、休日や学校の長期休業等における子どもたちの安全、安心な活動拠点の確保などを目的に、小学生低学年を対象に、ちびっこホリディ学園を開校いたしました。

151ページをお願いいたします。社会教育活動の支援では、住民の生涯学習ニーズに的確に答えていくため、学習機会の提供等を行うなど生涯学習の振興を図るとともに、社会教育の促進を図るため、各種社会教育団体の活動を支援いたしました。

成人式の開催では、小・中学校の恩師によるビデオレターの上映など、新成人の祝福に花を添えていただきました。

次に、人権セミナーの開催では、一人ひとりが自分自身の課題として、生涯を通じて人権問題への理解を深めるため、6回の人権セミナーを開催いたしました。

152ページをお願いいたします。続いて、第2目 公民館費でございます。公民館の充実では、公民館バリアフリー改修工事や東・西公民館のエアコン取替工事、中央公民館の受変電設備更新工事等を行い、社会教育の環境整備に努めました。また、新型コロナウイルス感染症対応を講じながら、公民館の適切な維持管理を行うとともに、年齢や障がいの有無に関わらず、誰もが気軽に参加でき、生きがいつくりにつながるよう、学習機会の拡充と内容の充実に努めたところでございます。生きがいつくりや知識、技

術の習得を図るため生涯学習の機会づくりの場として公民館教室や153ページでございます生涯学習講座を開催をいたしました。153ページ、生涯学習活動に対する支援では、地域住民の学習の機会と学習意欲、連帯意識の向上を図るとともに、地域力の醸成の推進を図るため、生涯学習活動を実施される自治会に対して支援を行いました。

続いて、第3目 文化祭費でございます。斑鳩の里文化芸術祭の開催として、令和3年度は、新型コロナウイルス感染防止対策を行いながら、式典と美術展覧会のみ開催をいたしました。

154ページをお願いいたします。続いて、第4目 文化財保存費でございます。町内遺跡の発掘調査では、令和元年度および令和2年度に続き、中宮寺跡の北側において、遺跡の広がりや内容を確認するための発掘調査を実施いたしました。また、開発に伴う発掘調査では、小吉田・五百井地区において、いかるがパークウェイ建設に伴う発掘調査を実施をいたしました。155ページをお願いいたします。史跡中宮寺跡の維持管理では、公園の適正な維持管理に努めるとともに、ボランティアの方の協力もいただきながら、身近な歴史公園として親しみのある魅力づくりに努めたところでございます。

また、奈良大学との連携事業では、8月に寺山北古墳群の測量調査を行うとともに、2月から3月にかけて、戸垣山古墳と舟塚古墳について、古墳の範囲や内容確認を目的とした発掘調査を実施をいたしました。史跡藤ノ木古墳の公開につきましては、令和2年度に続いて、令和3年度についても、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、特別公開を中止としたところでございます。

156ページをお願いします。続いて、第5目 図書館管理運営費でございます。はじめに図書館サービスの充実では、令和3年度からの新規事業として、図書館ご招待デーを実施しました。この事業は、町内の公立幼稚園、保育園に通う5歳児を対象に、幼少期から本に親しみをもってもらおうとともに、公共施設の利用の仕方について学んでいただくことを目的に、図書館において本の読み聞かせや貸出を行ったものでございます。

次に、158ページにかけてまし、町立図書館蔵書の充実でございます。町立図書館の令和3年度末現在の蔵書数は17万5,078冊、3公民館図書室は3万8,051冊、計21万3,129冊となっております。令和3年度も引き続き、利用対象を斑鳩町在住、在勤、在学者に限定するなど、感染症対策を講じながら、サービスの提供に努めたところでございます。次に、158ページ、ブックスタートの実施でございます。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和2年度は対象者全員に郵送で絵本を配布しましたが、令和3年度は、会場での読み聞かせは中止し、対象者に直接配布

を行ったところでございます。159ページをお願いいたします。電子図書館サービスの充実では、蔵書数が1万冊を超え、様々なジャンルのコンテンツの充実に努めました。また図書館の充実では、開館から23年が経過し、設備に不具合が生じていたため、図書館閲覧室の空調設備の一部更新工事を実施し、環境改善を図ったところでございます。

続いて、第6目 文化財活用センター管理運営費でございまして、160ページにかけまして、文化財活用センターの運営では、春季に企画展、秋季には特別展を開催いたしますとともに、展示会の開催を記念した講演会を開催いたしました。引き続き、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を講じながら、リピーターの確保など、来館人数の確保に努めてまいります。また、郷土の歴史に対する関心を高めていただくことを目的に、小学4年生から6年生を対象としたこども考古学教室や、中学生以上を対象とした斑鳩考古学講座について、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を講じながら開催をしたところでございます。

次に、161ページをお願いいたします。文化財活用センターの充実では、センターのユニバーサルデザイン化をすすめるため、展示施設内での点字ブロックの設置や、文化財の紹介映像に字幕や手話映像を挿入した映像を制作するとともに、映像の高画質化にともなう機器の更新を行いました。また、史跡藤ノ木古墳に文化財活用センターへの駐車場の案内板を製作して設置をしたところでございます。

162ページをお願いいたします。続きまして、第6項 保健体育費、第1目 保健体育総務費でございまして、はじめに、マラソン大会の開催では、令和2年度において令和3年度に延期した第50回の記念となる大会について、いかるがパークウェイの交通量の増加によりコースの危険を指摘されていることから、長年実施してきた現コースでの最後の大会として開催準備を進めておりましたが、新型コロナウイルス感染症の再拡大の影響により、大会を中止としたところでございます。

次に、163ページをお願いいたします。学校体育施設の開放では、新型コロナウイルス感染症の影響により、利用制限等を行いながら、小学校体育施設を土曜、日曜及び平日の夜間に住民に開放をいたしました。

164ページをお願いいたします。東京2020オリンピック聖火リレーの開催では、延期となった東京2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会及び聖火リレーが令和3年度に開催をされ、奈良県においても、令和3年4月11日から12日に聖火ランナーが走行いたしました。4月12日には斑鳩町内において開催され、法隆寺境内でのセレモニー等が実施をされました。

続いて、第2目 健民運動場費でございます。令和3年度では、健民運動場の入口付近の高木の伐採やテニスコートのネットフェンスの修理など、住民の屋外スポーツの拠点として良好な状態で使用いただけるよう、健民運動場の必要な維持管理を行いました。

165ページをお願いいたします。続いて、第3目 町民プール運営費でございます。令和2年度に引き続き、令和3年度も新型コロナウイルス感染拡大防止のためプールの営業を中止し、翌年度の営業に向けた維持管理にかかる費用を支出をいたしました。

続いて、第4目 すこやか斑鳩・スポーツセンター運営費でございます。生涯スポーツの振興を図るため、本町のスポーツ施設の拠点や身近なスポーツ拠点として、また住民相互の交流の場として、適切な管理運営、維持管理に努めました。166ページ、スポーツセンターの充実では、新型コロナウイルス感染症対策のため、トイレの洋式化と自動照明化工事を実施いたしますとともに、スポーツ振興くじの助成を活用し、移動式バスケットゴールを更新したところでございます。

以上、教育費にかかります決算の概要の説明とさせていただきます。

よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

○横田委員長 説明が終わりましたので、第9款 教育費について、質疑をお受けします。

齋藤委員。

○齋藤委員 152ページの公民館の運営ですけれども、経費がかかりますんで、例えばこの前新聞に載ってましたけれども、王寺町と大和高田市、何町かで共同で使うとか、そういうのがありましたけれども、斑鳩町ではそういうふうな検討というか、実証実験というんですか、そういうのは考えておられるのかどうか教えてもらいたいと思います。

○横田委員長 本庄教育次長。

○本庄教育次長 昨今、施設の老朽化等も問題になってきておる中で、長寿命化計画の中でもそういった形の公共施設の共有利用といいますか、そういったことも言われているところでございますので、定めているところでございますので、今後そういったことも視野に入れながら検討していきたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

○横田委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 今、これから少子化になって、やはりひとつの小さなまちではなかなか全部そろえるのは難しいというふうな状況になってきますので、すぐにできるわけありませんので、少しずつ検討する機会を設けていったらどうかなと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。それから、154ページですけれども、中宮寺跡の周辺の遺跡範囲確認とありますけれども、これは確認結果、どのようだったんですか、わかりましたら教え

てもらいたいと思います。

○横田委員長 平田生涯学習課参事。

○平田生涯学習課参事 中宮寺跡周辺遺跡の発掘調査の成果についてというご質問でございます。発掘調査を令和3年の12月から令和4年の3月まで、中宮寺跡周辺遺跡において実施しております。中宮寺跡の北限を確認するため、中宮寺跡の北方に調査区を2か所設けました。県道沿いの秋葉川までの北側を確認するための調査を設定しております。調査の成果としましては、建物跡などの柱と、そして大きな穴、溝というようなものが出まして、遺物としては土師器、須恵器、瓦等々の土器類が出ております。ただ、調査の成果ですけれども、秋葉川、つまり北側に近づくにつれて遺構の形質がかなり少なくなっていて希薄になっておりますので、恐らく中宮寺跡の今の北側と秋葉川の間で、北限ラインと申しますか、その辺りが決まってくるのではないかと思いますので、今後これまでの調査成果を取りまとめて奈良県、文化庁と協議しながら、その辺りを協議してまいりたいと考えている次第でございます。

○横田委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 ありがとうございます。そしたら調査終わりましたら、そこは蓋をするんでしょうけれど、その後、中宮寺跡に駐車場がありませんので、そこを駐車場にできるように検討いただければありがたいなと思いますので、ぜひご検討をお願いします。

○横田委員長 本庄教育次長。

○本庄教育次長 また、町内部、また議会ともご相談を申しあげさせていただきながら、いきたいなと思います。

○横田委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 ありがとうございます。よろしく申し上げます。以上です。

○横田委員長 ほかに質疑はありませんか。 大森委員。

○大森委員 主要な施策の成果報告書の資料編の中で、136ページで、小学校、中学校、幼稚園とあるんですけど、先生の研修が令和2年に比べて令和3年のほうが増えているんですけど、教育長、PTAにもよく説明してる先生の働き方改革という形で、長時間働き過ぎてるというのも問題としてと思うんですけど、研修が増えているということはその分だけ先生の手が取られてるという形にならないんですか。昨日か一昨日のニュース見たときに、やっぱり先生、45時間残業やのに90時間は変わらないというふうなのがやってたんで、斑鳩町としてはどうなのかなと思って聞かせてください。

○横田委員長 松岡教委総務課長。

○松岡教委総務課長 2年度と3年度の研修の差につきましては、2年度は新型コロナの影響によりまして開催自体が少なかったという事例がございました。したがって、2年度から3年度に増えたというわけではございませんでして、3年度の開催というのが、これまでコロナ禍以前からの状況で大きく変わっているものではないというようにところでございますので、過重な負担がどんどん増えていってるといった状況ではないというふうにご理解いただきたいと思います。

○横田委員長 大森委員。

○大森委員 わかりました。元に戻ったという形になると思うんですけど、その中でもやっぱり先生の働き過ぎというのは問題になってますので、なるべく先生の負担にならないようにしていただきたいと思います。もう一点、165ページの、僕、一般質問でもさせてもらったんですけど、町民プールの運営について、開けてなくても170万弱のお金が使われるという形で認識していいんですかね。

○横田委員長 本庄教育次長。

○本庄教育次長 特に関開けてない状態での維持管理経費といたしまして、点検整備等々もしておりました。なおかつ、令和3年度につきましては光熱水費として電気であったりとか、というようなところもまだ契約をしたままの状態でおりましたので、そういった経費も含める中でこの金額、実際には170万ぐらいの経費がかかっているということでご理解をいただければと思います。

○横田委員長 大森委員。

○大森委員 わかりました。開けてなくても開いてても、開いてたらもっとお金かかるんでしょうけれども、開けてなくても170万ぐらいかかるのであれば、僕も一般質問で何回も言わせてもらってるんですけど、やっぱり開ける開けへんというの、例えば移動町民プールだけにするんか、町民プールをやるんかというのを早く決めないと、やっぱりお金ばかりかかっていく形になりますので、そこだけ要望しておきます。以上です。

○横田委員長 ほかに質疑ございますか。 溝部委員。

○溝部委員 主要な施策の成果報告書132ページ、上から2番目、学習支援の実施、これスクールサポートをということでしたらと思うんですけども、一番の目的というのが学習支援で学力の向上ということだと思ってしまうんですけども、実際これやっていたら、子どもたちの学力というのは上がっていった状況にあるんでしょうか。

○横田委員長 松岡教委総務課長。

○松岡教委総務課長 この学習支援事業でございますけれども、もちろん学力の向上、学

習意欲の向上というところに目的として始められている事業でございますけれども、これの指標として、点数等を見えやすい指標というのが存在するわけではございませんので、こういった成果が見られましたというような形でのご報告はさせていただくのは難しいかなと思っておりますが、地域人材の活用、コミュニティの活性化というようなことも目的としてございます。こうした中では、地域人材が活躍する場としても活用されてございますこと、また放課後の子どもの居場所づくりにつきましても役目を果たしているのではないかとこのように考えてございます。また、一定の負担がございますけれども、比較的小さい負担でのご利用が可能だということで、経済的な事情での塾を選択しにくい子どもたちにとっても学習の場として活用いただけると、そうした有効な事業であるというふうに考えてございます。

○横田委員長 溝部委員。

○溝部委員 ありがとうございます。これ、そういうサポートしてくださる先生がいらっしゃると思うんですけど、今も多分、ホームページとかでも募集してはるかなと思うんですけど、その先生が不足しているという状況になっているんでしょうか。

○横田委員長 松岡教委総務課長。

○松岡教委総務課長 直ちに実施が難しいほどの不足ではございませんが、十分に余力があるというような状況ではございません。したがって、教員の不足と同様の事情によります、教員免許を有する者というのがおおむね原則の要件でございますので、こうした中では不足がないというわけではないというような状況でございます。

○横田委員長 溝部委員。

○溝部委員 ありがとうございます。先ほどもおっしゃいました、お子さんの放課後の居場所とか、そういう学力支援ということで、こうやって参加も、コロナウイルスの関係もあつてか、令和2年度より増えてるということもあると思うんですけど、大切なことだと思いますので、今後ともどうぞよろしくお願いします。

次、136ページの一番下の小学校講師の配置ということで、少人数学級のために配置してはる講師ということで、先ほどご説明いただきましたけれども、令和2年度から令和3年度にかけて、講師の配置が減っているというのはその理由としてはどういったことなんでしょうか。

○横田委員長 松岡教委総務課長。

○松岡教委総務課長 講師の配置につきまして、最も影響いたしますのは子どもの人数及びそれに伴います学級編制の差でございます。これによりまして、影響が出てまいりま

すので、クラス数の減に伴います人数の差、及び生駒郡の人権教育担当の事務局への派遣をする場合に1人講師を配置いたしますので、これらが3年度にはなかったというような部分も併せて、この減の要因でございます。

○横田委員長 溝部委員。

○溝部委員 わかりました。ということは、143ページの一番上の中学校講師の配置も、令和2年度から3年度にかけて7名から3名に減っているということですが、同じような理由があってということでしょうか。

○横田委員長 松岡教委総務課長。

○松岡教委総務課長 おっしゃるとおりでございます、中学校につきましてもクラスの減によります講師数の減でございます。

○横田委員長 溝部委員。

○溝部委員 ありがとうございます。続きまして147ページ、幼稚園預かり保育の実施ということで、令和3年度から開始されてるということで、この結果が多いのか少ないのかというのは私にはちょっとわかりませんが、斑鳩町としてはこの結果はどういうふうに見てはって、今後どういうふうにしようとかっていうふうなことは、ちょっと教えてください。

○横田委員長 松岡教委総務課長。

○松岡教委総務課長 資料にお示ししてございます人数と申しますのは、延べ人数及び1日の平均の人数でございます。このほかに、1日の利用で最大の数字でご紹介申し上げますと、斑鳩幼稚園は18人、斑鳩西幼稚園は10人、東幼稚園で17人というような実績がございました。この数字と申しますのは、長期休業において見られた実績ではございませんで、毎月おおむねこのような数字が出ているというような状況でございます。

こうしたところからいたしますと、毎日ではございませんが、定期的な利用がなされているというような状況でございます。この定期的な利用と申しますのは、保護者の就労のためのご利用であったり、また子ども同士、保護者同士の交流のためのご利用というようなどころにも想定してるところでございますので、有効に活用されているというふうに分析してございます。したがって、この事業につきましても、引き続いて実施していくというようなことで考えてございます。

○横田委員長 溝部委員。

○溝部委員 ありがとうございます。教育長も多分おっしゃってたと思うんですけど、町立幼稚園の魅力的な幼稚園づくりということで、たくさんの方にまた来ていただけるき



っかけになったらいいかなと思います。

次、150ページ、ちびっ子ホリディ学園、前は水曜日の放課後に実施されていたものが、ここにも書いてありますけれども、終了時間が学年により相違して運営が困難になったことから中止されて、ちびっ子ホリディ学園になったということですが、今後これを踏まえて、今後はどういうふうに運営されていくのかというのをちょっと教えていただきたいんですけれども。

○横田委員長 本庄教育次長。

○本庄教育次長 ご質問のちびっ子ホリディ事業の関係につきましては、奈良県の学校地域パートナーシップ事業、この補助金を受けまして、従来は今、委員おっしゃいますように放課後子ども教室として地域の自主グループ、またスポーツクラブなどのご協力をいただきながら、子どもたちが体験をして地域と触れ合う場ということで、従来は5月から11月にかけて各小学校が一斉下校となります水曜日の放課後に、各学校年間8回程度開催をしていたものでございます。1年生から6年生までが同じ時間に始まるということになりますので、また終わる時間も同じだというようなところで、ご兄弟で参加していただける児童も多数いたという状況でございました。そのような中ではございますが、外国語あるいはプログラミング授業、この辺りが開始をされまして、水曜日の一斉下校がなくなりましたことから、新たな実施方法等について検討いたしまして、高学年を対象としたホリディ学園事業、こちらのほうに地域との交流を取り入れることにより、放課後子ども教室と同様の体験ができるよう事業の見直しを行ったというものでございます。事業の実施にあたりましては、低学年の児童が高学年と同様の活動を行うということは難しいと思われることから、ちびっ子ホリディ学園として小学校1年生から3年生までの児童を対象として、地域との交流を中心とした活動を月1回程度のペースで年8回程度行うこととしたところでございます。今年度は32名の参加がございまして、現時点では継続的に内容等も見直し、あるいは充実をさせていながら継続はしていきたい、このように考えているところでございます。

○横田委員長 溝部委員。

○溝部委員 じゃあ水曜日じゃなくて、そのまま休日のところでされていくということですね。わかりました。

153ページ、一番上の生涯学習活動に対する支援ということで、前回の決算のときに、補助要件を緩和するっておっしゃってたと思うんですけれども、令和2年度から令和3年度にかけて2件減っているということですが、もう一回その内容、補助要

件緩和するってこの内容と、減った要因ですかね、今後もそういった緩和をし続けるのかどうかということをちょっと教えてください。

○横田委員長 本庄教育次長。

○本庄教育次長 こちらのほう、自治会への補助要件といたしまして、参加20人以上というのを要件としております。ただ、近年の少子高齢化に伴いまして20人以上の参加が難しいという自治会からのお声もございましたことから、令和3年度で参加人数を15人以上という形で一旦試行的に緩和をいたしまして実施をさせていただいたところでございます。しかしながら、コロナウイルスの関係で、こちら事業数は書いておりませんけれども、令和2年度が10自治会で16事業、また令和3年度は8自治会で12事業ということで、なかなかコロナ禍の中で事業活動できなかったというお声も聞いているところでございます。ついては、今のこの緩和の状態をさらに令和4年度につきましても継続して実施いたしまして、今年度は10自治会の事業数としては15事業ということで、令和2年度並みにはちょっと回復をしているところできているところですので、一旦この緩和をした状態で各自治会さんのほうが積極的にこういった学習機会をつくっていただけるように継続していきたいなと思っているところでございます。

○横田委員長 ほかにございますか。 奥村委員。

○奥村委員 157ページの図書館の利用ということですが、コロナ禍にあつて、斑鳩町としては感染拡大防止のために令和2年4月1日から休館とか、それから令和2年6月15日以降は町内在住、在勤、在学者のみに利用制限を行いながら実施ということですが、町外の方からご希望、ご要望があつて、それもお伝えして、生涯学習課にお伝えして、やっぱりまだ、まだまだコロナ、斑鳩町とても厳しいからということで、ご要望あつた方には説明させていただいたんですけど、やっぱりまだまだ斑鳩町、なぜもっと開放していただけないのかというご要望があるんですけども、その辺りで今後めどとして、どの辺りで町外の方にも開放していこうという、そういう方向性がございませうでしょうか。

○横田委員長 本庄教育次長。

○本庄教育次長 図書館のご利用に関する町外の方のご利用に関するご質問ですが、コロナの感染状況を見ながらということで、庁内の会議の中でも検討させていただきながら対応させていただいてるところです。県内の図書館の状況等も十分把握はしておりますけれども、まずは町民の安全を守るというようなところもございまして、今現時点では町内の方に限定した運営をさせていただいているところですので。引き続き、感染状況、

あるいは新たなワクチンの新種の株も出てきたりというようなところで、まだまだ感染者数も流動的な点がございしますので、慎重にその辺りは検証しながら、運営方法については協議をして決めていきたいなと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○横田委員長 奥村委員。

○奥村委員 これは要望なんですけれども、図書館というのはそこで大きな声を出してしゃべるわけでもございせんし、マスクをかけて静かに本を読む、そういう場所だと思いますので、どうかひとつ、できれば開放していただける方向性もしっかり考えていただきたいなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○横田委員長 ほかに、質疑ございますか。 木澤委員。

○木澤委員 成果報告書資料編の141ページ、小学校の給食費のことがありますけど、小学校だけじゃなく、中学校もそうなんですけど、この間コロナ禍ということで給食費、コロナ支援、物価高騰支援で補正予算組んで対応していただいたりしてて、この間、よその自治体でも同じようにやっぱりそういう対策もされてて、それをきっかけに給食費の無償化に踏み出していってるという自治体の話を聞くんです。以前、一般質問させていただいたときに、全部いきなりやったら小・中学校で1億円かかりますということで、町の財政状況からしていきなりそんなことできませんので、徐々に進めていってはいかがかということで質問させていただいたと思うんですけども、今でも1食当たり30円ですね、補助をしていただけてますけど、子育て支援と、あとやっぱり義務教育の中の食育ということの考え方で、給食費を無償化していってるような状況がありまして、そういうことを町としても今後検討していくべきじゃないかなというふうに思ってるんですけど、今すぐ、するせえへんという答えはできへんと思っておりますけど、ぜひ検討していただきたいと思うんですけど、いかがでしょうかね。

○横田委員長 松岡教委総務課長。

○松岡教委総務課長 給食費の無償化につきまして、まず月額給食費からそれぞれ試算いたしますと、小学校、中学校合わせましておおよそ1億1千万円余りの経費がかかってまいります、これ年間でございます。こうしたところの部分と、また衣食住にあたる部分でございます。ですので、学齢児であるか否かにかかわらず、必要な経費であるのは間違いのないこととさせていただきます。こうした中で、機会均等の考え方からいたしますと、要保護、準要保護児童生徒につきましては就学援助というような仕組みもございまして、こうした中では、一定の支援を行いながら現在も運用しているというようなところでございます。したがって、負担もやや大き過ぎるという印象は、これは先ほど

委員おっしゃるようなところ、間違いございませんでして、継続性を持って進めていく事業としてはなかなか難しいというようなところで、直ちに判断できる事業ではないというふうに考えてございます。

○横田委員長 木澤委員。

○木澤委員 最初の質問の中で言うたように、今すぐできるできへんという判断はできへんと思いますので、ぜひ検討していただきたいと思います。検討するという答弁はいただけませんでしたけども、質問してどんな答弁返ってくるかわかりませんので、要望だけにしときますけど、いろいろ資料見ますと、これまでは特に奈良県内でも過疎地、山間部のほうとかでこれまで給食費を無料にするということで、転出を防ぐとか転入を呼び込むとかいう、そういう施策として取り組まれてきたんですけども、この間、青森市、中核市で実施をされたということとか、あと見てますと2020年から、これは中学校ですけど、明石市とか高槻市が実施をされてるということで、必ずしも過疎化対策じゃないという広がりを見せてるんです。こうしたところを参考にさせていただいて、どんな考え方でどんなとりくみをしてるのかということのも、私自身ちょっと学びながらまた提案もさせていただきたいと思いますが、今回改めてこの給食費について、決算の状況を見る中で、決して裕福ではないですけど、徐々にやったら進めていけるんじゃないかなという思いもありますので、ぜひ検討をお願いしておきたいと思います。

それともう一点、先ほど町民プールのことで大森委員から質疑ありましたけど、今回私、一般質問しようかなと思ってたんですけど、担当常任委員会で報告があるかなと思って置いてたんで、そちらのほうで議論させていただこうと思うんですけど、この間、口頭でいくつか報告はいただきましたけど、やっぱりしっかり検証していこうと思うと、費用対効果の面とか、コロナ前の利用状況なんか、きちっと資料に出していただいて、やっぱりいろんな角度から検証していくということが必要だと思いますので、だから丁寧な説明と十分な議論、検討をしていきたいというふうに思ってますので、そちらのことはまた総務常任委員会のほうでさせていただこうと思います。それと、さっき運営はしてなくても電気代含めて170万円かかりますということですけど、これは何でこういうふうになるんでしょうか。

○横田委員長 本庄教育次長。

○本庄教育次長 こちらのほうですけれども、契約を切っていない状態で1年間きましたので、基本料金含めて、あとはそれ以外にもセコムの関係、保守の関係もそのまま継続して令和3年に関しては契約のままできたというところで経費が発生してると。さらには

直接的な町民プールの経費では、ちょっと意味合いが違うかなと思うんですけども、周辺の草刈り業務等々も当然発生をしてまいりますので、そういった形のを合わせまして、170万円程度の経費が1年間で昨年度はかかったというところで、今年度に関しましては、年度当初からもう来年度については休止をさせていただくというふうなお話もさせていただいておりますので、そういった契約関係については余分な経費のかからないように不要なものについては一旦契約を切って対応もさせていただいておりますので、そのへんでちょっとご理解をお願いできたらと思います。

○横田委員長 木澤委員。

○木澤委員 できたらその辺りも、総務委員会のとくに分かるような資料でまとめて説明をお願いしておきたいと思いますので、お願いします。以上で結構です。

○横田委員長 ほかに質疑ございますか。 伴議長。

○伴議長 まず、165ページの町民プールの件ですが、これについて今、同僚委員からいろんな資料をもっていろいろな角度から考察していきたいというふうな話がありました。特に私もつけ加えて、50年近くたってる、2か月ぐらいしか稼働しない水を入れるコンクリート、この辺りの耐久性、そして配管の状態とか、非常に他の地域でもなかなかこれだけもたせてるところも少ない。よそを調べますと、なかなかそれまでにもう終わらせてしまってるようなケースも見て、今後どのぐらい費用かかる、特に将来で、非常に心配してるのは、どんな形でちょっとまた資料が、将来こういう形っていうのがあれば、また教えてほしいという感じはしますので、つけ加えさせていただきます。

それ以外に、給食の話も今出ました。これはもう教育長に答弁していただきたいんですが、私も10年以上前に、子どもの医療費無料のときに、斑鳩町が先進的にやるということで、非常にあのとき6千万の、言うたら町単独でかかったと。僕の記憶では6千万円以上かかったと。そのときに、これ給食のほうがええん違いますか、病気のほうより給食のほうが平等性あるん違いますかっていうことを委員会で質問した。そのとき、全体いかないと。それを中学、もしくは小学校の低学年とか、いろんな考え方あると思う、そういうふうなことでお願いでけへんかというふうなことを質問させていただいたこともある。やっぱり食育ということに対しての子どもの教育のウエイトというのはあると思うんですが、私これ、最初、プールを言わせていただいたのは、ちょっと話長くなって申し訳ないんですけど、結局、斑鳩町の教育というものを全体に考えて、私、随所随所で話してるんですけど、小学校でも私が登校したときの校舎が残ってる。中学でも上のぴかぴかで入らせていただきましたけど、私の年齢から言うたらもう50年、こ

れも50年ほど経ってる。プールをひとつの糸口にして、学校、ハード面をどう考えるのか。確かに私、昭和40年過ぎに小学校に入学しましたが、木造の平屋の最初、町長もよう知ってくれてるあの校舎でしたけど、果たして50年経ってたんかなと、大正時代の建物やったんかなという感じはします。それぐらい今、時代は変わって、建物の質は変わってるけども、50年以上経ってきてる。なぜ言いますかといいますと、今から考えていただいても10年でできるかなと。ましてや学校の再編も考えなあかんと。その中で、優先順位をつけて、特にこれからの斑鳩の教育というものを、やっぱりこれどうしていこうかということを考えていただきたいきっかけにプールを話させていただいた。実際、わかりやすいといいますか、非常に身近にあるものなので、議論しやすいものなので、実際は私の思いからすると優先順位をつけて、特に時間のかかるものについて、真剣に、この地点から考えていっても10年以上かかるということもあるんで、その辺りをお願いしたいと。教育長、その辺の見解、優先順位というところからお話しいただければと思います。

○横田委員長 山本教育長。

○山本教育長 今、議長から、教育全般を通した視点から立った順位という話もございました。今、一番長期のスパンで考えますと、最後に議長が申された、学校が、校舎が古くなってまいりました。それと、義務教育学校が進んでまいりました。この是非は別としまして、そういう形で奈良県内も増えてまいりました。市、都市ですね、市のほうでは大きくは動きはないです。小さい学校同士を合わせて義務教育学校化していくところがあります。近くでしたら王寺があるんですけども、あとは山間地域ですけども、子どもたちが少なくなって、合併しなくてはならないということで、合併する中で義務教育学校化があります。王寺は、皆さんもご存じのように一つは小中学校義務教育になったんですけども、南のほうは別々の学校が独立して義務教育学校化しております。これはお金の問題です。ですから、さまざまな問題があって老朽化したところをどのようにしていくかというのが、私どもの一番大きな課題であると認識しています。ただ、これにつきましては、私どもと町長部局の力、知恵も貸していただきながら考えていかなくてはならない大きなものなんですけども、これは必ずやってまいることですので、そのお金をどのようにしていくかというのがやっぱり一番大きな問題です。

次には、近い問題では、今、小・中学校でタブレットが2,300人が無償化で使っております。これは5年、6年、7年後には必ず買換えの時期がやってまいります。これをどうするのかというのは、これまた大きな課題でもございます。これを保護者に強

いるのか、これも考えていく必要がございます。それと併せまして、さきの一般質問の中で中学校の部活動の移行の話がありました。これは必ず5年、6年、7年の研究の後に実施がついてきます。これをどのようにするのかというと、今これは一般的な話なんですけども、そこにもう議員の最初の説明の中にも出てまいりましたように、安全性を担保するということになりましたら、かなりの課題が出てまいります。斑鳩町は85%の加入率なんですけども、これは文化も含めてですけども、後の15%の加入してないお子さんも対象になってきます。地域のスポーツをやって、学校の部活やってないお子さんも含まれますので、そのお子さんも全部含まれてきます。変わりました100%近いお子さんを対象に、誰がいつどこでどのような形でやっていくのかということと、指導員に対するお金です、これが時間給で大体1,800円ぐらいは必要であると言われております。これは安全性を担保する、それほど荷重を強いる中身であるということです。それプラス、かけるなんですけども、斑鳩町でしたらこの間次長のほうからも回答させてもらいましたように、部活数がありますので、その時間プラス、かけるその時間になってくるわけなんですけども、国は平日もそのようにすると言ってます。となりましたら、土日プラス5日間の平日です。さらに文化部もそうしていくと言ってます。そのお金は町はどのようにして捻出していくのか、そういう課題が教育委員会としては、お金のことについてはかなりシビアな問題として考えております。プラス、先ほどのプールの話なんですけども、このプールに関しましても、何もしなくてそれだけのお金がかかってますけども、前に議長からご質問されたときには700万、800万というお金を使っています。実際に子どもたちの利用率はどうなのかということにつきましても、前回の総務常任委員会のほうでも質問を受けておりますので、このことも検証しながら、夏休み中に実際に子どもたちがどれだけの数を使った、お子さんが使ってるのか、また来年度以降に実施するならばどんな課題があるのか、幼稚園児、また中学生、どうするのか、これも一緒に検証しますという約束も前にさせてもらってますので、そんな回答もしていく必要があります。今も移動プールでかかっている費用が、そのまま来年度もいけるかになりますと、さらに充実させるとなりましたら、さらに人間的な配置等々はしていくことになります、そしたらそれにかかるお金が出てまいります。また、プールを利用するかしないかは別としまして、これも先の一般質問でありましたけども、例えば三郷町のプールを子どもたちが活用するとなりましたら、その補助金も考えていく必要があるのではないか、また郡山のプールを使うとなったら要るんじゃないか。どうして三郷と郡山の話をするかといいましたら、やはり今のプールは西のお子さんが使えるんです

けども、やはり東地区、また斑鳩の小学校区の子は使っていないと、使えないという状況もありますので。そうするならば、そのお子さんたちには公平に、町民の方の税金で使っていますのでどのようにやっていったらいいのか、様々な課題が教育委員会、当然最終的にはお金がかかるわけですが、それを喫緊の問題、中期的、長期的な視野で考えていかななくてはならない、そういったときにきてると思っております。ですから、ハード面、ソフト面ともに総じた課題、考え方というのが必要だと思うんですけども、個々に考えていかななくてはならない部分もありますので、今ここで議長がお求めになるような回答はできないと思うんですけども、全て解決をしていかななくてはならないことは確かですし、まずは子どもたちが幸せに、確実的な学びができる、そういうことをやっぱり保証していきたいですし、他市町村のお子さんに比べて斑鳩町が、子どもたちが、平たい言葉でいうと損する、つらい思いをする、そういうことのないような運営もしていきたいですし、そういうことを考えますと、慎重に考えながら、総じて考えていきたいというのが、長くなりましたけどもそういう考えでございます。以上です。

○横田委員長 伴議長。

○伴議長 思いを噴出するように説明していただきまして、実際のところ、おっしゃられるとおり、近くと遠くと、またいろんな幅を持って考慮していかなあかんということで、ただやはりどうしてもまず避けられない、必ずくるというものに対して対処していただくといいことをお願いしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○横田委員長 これをもって、第9款 教育費に対する質疑を終結します。

以上で、教育委員会所管に係る決算審査を終わります。

以上をもちまして、当委員会に付託されました各会計の決算の審査を終わります。

審査結果についてとりまとめのため、暫時休憩いたします。

( 午後4時16分 休憩 )

( 午後4時21分 再開 )

○横田委員長 再開します。

それでは、これより、議案第37号及び認定第2号から認定第7号までの7議案につきまして、順に採決してまいります。

はじめに、議案第37号 令和3年度斑鳩町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、お諮りします。

本案については、当委員会として、原案どおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。



(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○横田委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第37号 令和3年度斑鳩町水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、認定第2号 令和3年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定については、討論の申し出があります。

よって、これより討論を行います。

初めに、本案を認定することに反対の委員の意見を求めます。

木澤委員。

○木澤委員 それでは、認定第2号 令和3年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から意見を申しあげます。

令和3年度の一般会計については、予算の時点では反対をしておりませんでした。しかし、年度末である3月議会で令和3年度と4年度の呉竹荘への年間賃貸料を免除する議案が提出され、それに反対してきたという経緯があります。そうしたことからやはり、その年度の決算認定についても問題があるので、認められないというのが反対の理由です。この呉竹荘への年間賃貸料免除に対する反対意見については、すでに議案審査の際に述べておりますので、この場で改めて述べることはいたしません。今回の決算審査を通じて感じた点について、いくつか申しあげたいと思います。

令和3年度については、引き続きコロナ禍が続くもとで、令和2年度ほどではありませんが、国からの交付金や交付税の増額などもあり、例年よりも会計規模が大きくなる結果となりました。また収支を見ると、単年度実質収支で5億8,293万5千円の黒字という例年にはない黒字額であったり、経常収支比率が90%を切る89.5%という数値を示すなど、一見すると財政状況がものすごく良い方向に改善されたかのように見えますが、コロナ禍のもとで経常一般財源等が増えたことや、代表監査委員が指摘されているように、地方交付税の増額4億4千万円と文化振興財団の出資金返還によって生じたものであり、実質的には、そうではないということに注意しておく必要があると感じました。また今回、気になった点で言いますと、これは毎回、指摘をしていますが、マイナンバーカードの利用についてです。現在、健康保険証としての機能が追加され、一見より便利になったかのように見えますが、しかし、実際に健康保険証として利用しようとすると、病院の窓口でマイナンバーカードの読み込みや、タッチパネルの操作などが必要となり、これまでは窓口で渡せば、だいたいの病院では病院側が確認の手続き

を行ってくれるため、本人が手間をかけることも少なかったのですが、マイナンバーカードに移行したために、新たな手間が増え、さらには、初診、再診時の費用負担まで増えるという、政府の説明とは矛盾するものになっていることがわかり、住民からも改善を求める声が寄せられています。私自身はそもそもマイナンバーシステムそのものに問題があると思っているので、マイナンバーカードの利用には反対ですが、実際に利用されている方の利便性の向上を図るという点では、町としてこうした実態を把握し、システムの問題点だとして、国に対して改善を求めていただきたいと思います。

また、コロナ対策の一環として導入した証明書交付機ですが、これは導入に反対はしなかったものの、費用対効果について疑問を持っており、今回、まだ運用開始から3か月ですが、当初見込んでいたような利用状況にはないことが明らかになりました。目の前に窓口があり、手続き的には窓口を利用した方がわかりやすく、利用者の手間もかからないのではないのでしょうか。そうしたことから、今後も利用が伸びるのかという不安があります。せっかく210万円もかけ導入したので、マイナンバーカードを持っている方に限りますが、利用率があがるような手立てを考えていただきたいと思います。

次に、生駒郡町村会についてです。こちらは約100万円が予算執行されています。このとりくみ自体が悪いとは思っていません。生駒郡内の町同士の連携を図っていくことや県の町村会への負担金がここで計上されていることについては理解できますが、各種団体に出す分の費用を郡の町村会経由で支出する必要があるのかという点については疑問です。直接、各町から負担金なり補助金なりといった形で支出し、住民から見てわかりやすい明朗会計に改めていくほうがいいのではないかと思いますので、町長のほうで、ぜひ、郡町村会で提起していただきますよう要望いたします。

次に、老人クラブ活動の支援についてです。これは以前から会員数が減少傾向にあり、なんとか町のほうでも会員を増やすための支援ができないかとたびたび質問されてきました。そのたびに具体的な対策がなかなか見つからないとの答弁が続いており、実際には見守る以上の手立てはうってこなかったかと思います。全国的に共通の課題だと思いますので、先進自治体を参考にして、一步踏み込んだ支援ができるようお願いをしておきたいと思います。

次に、小・中学校の給食費についてです。現在も町として1食当たり30円の補助や、また令和4年度については、高騰する食材費に対して、コロナ交付金を活用して3か月分の無償化や差額分の助成などを実施していただいておりますが、こうしたコロナ禍や物価高騰対策を契機に、給食の無償化、一部無償化などへと足を踏み出す自治体が生まれ

ています。これまで過疎化対策として給食の無償化を実施されている自治体が多かったのですが、その考え方が義務教育の一環としての食育という、本来給食とはどうあるべきものなのかという本質的な議論へと発展していき、過疎地ではない地域でも給食を無償化、一部無償化する自治体が全国に増えてきています。これは今すぐに完全無償化するというのは、財政的な観点から難しいとは思いますが、現在、町が行っている給食補助金の拡大など、できるところからとりくみ、給食の無償化を目指していただきたいと思いますので、こちらも要望しておきます。

また、ほかにもいかるがバイパスパークウェイについては住民合意を基本とすることや、インフルエンザワクチン接種助成など、町長が掲げられている公約の早期実現を求め、令和3年度の一般会計決算に対する私の反対意見とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○横田委員長 次に、本案を認定することに賛成の委員の意見を求めます。

大森委員。

○大森委員 認定第2号 令和3年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成する立場から意見を申し上げます。

令和3年度決算の報告内容を見ますと、斑鳩南中学校の照明設備LED化や町費によるスクールカウンセラーの配置などの教育環境の整備、充実をはじめ、いかるがホール空調設備の更新、聖徳太子1400年御遠忌関連事業の実施、コミュニティソーシャルワーカーの配置による包括的支援体制の構築、子ども家庭総合支援拠点の設置、民間保育所の開所支援、県との連携によるまちづくりの推進、町立幼稚園における預かり保育の開始など、多岐にわたり、さまざまな事業に積極的に取り組まれています。

また、新型コロナウイルスワクチン予防接種の実施や公共施設等における和式トイレの洋式化等の改修、証明書交付機の導入、オンライン会議、相談支援体制の整備、地域振興券の発行、子育て世帯臨時特別給付金や事業者支援金の支給など、新型コロナウイルス感染症への効果的な支援策を実施されています。財政状況を見ましても、単年度収支は引き続き黒字となっており、町債残高についても大幅に減少しております。また、財政健全化判断比率では、引き続き4指標すべてが早期健全化団体となる基準を大きく下回っているなど、健全な財政を維持しているものと認められます。

新型コロナウイルス感染症や原油価格、物価の高騰など、先の見通せない状況が続いていますが、絶えず変化する社会経済情勢に柔軟に対応し、福祉や教育、暮らしの安全、防災、減災など、町民生活に不可欠なサービスを安定的に提供していただくとともに

に、町民生活に寄り添った行政サービスの充実を図っていただくことを要望し、私の賛成意見とさせていただきます。

委員皆さまのご賛同お願いいたします。

○横田委員長 これをもって、討論を終結します。

本案については、賛否両論であります。よって、これより採決を行います。

本案を認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○横田委員長 賛成多数であります。

よって、認定第2号 令和3年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定については、当委員会として、賛成多数で認定すべきものと決しました。

次に、認定第3号 令和3年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、お諮りします。

本案については、当委員会として、認定すべきものと決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○横田委員長 異議なしと認めます。

よって、認定第3号 令和3年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、当委員会として、満場一致で認定すべきものと決しました。

次に、認定第4号 令和3年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、討論の申し出があります。

よって、これより討論を行います。

初めに、本案を認定することに反対の委員の意見を求めます。

木澤委員。

○木澤委員 それでは、認定第4号 令和3年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から意見を申しあげます。

令和3年度は介護保険第8期の計画がスタートする年度であり、改定された保険料が反映をされました。今回の介護保険料の改定では、基準となる第5段階で年間290円の値上げが行われ、第8期計画の3年間で保険料はおよそ5千万円の増収となる計画です。未だ続くコロナ禍のもとで多くの被保険者のみなさんが経済的にも厳しい状況におかれており、予算編成当時には、全国の自治体では本来であれば値上げとなるところでも、コロナ禍の状況を鑑み値上げを行わないという対応をされているところが多く見ら

れますした。当町の介護保険特別会計の状況を見ると、その段階で基金残高が7千万円ありましたので、コロナ禍を鑑み値上げは回避すべきだと提案しましたが、残念ながら値上げは実施されました。

今回の決算審査のなかで、改めて介護保険の基金残高を見ると、令和3年度末現在高でおよそ3億5千万円もの積立金があり、やはり保険料の値上げをしなくても十分に対応できたものであると考えます。こうした状況から、予算編成時の問題指摘は間違っていなかったと強く感じますし、予算執行の段階でもそのことについては改善されませんでしたので、値上げとなりました令和3年度の介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、予算時と態度と同様に反対の立場であることを申しあげ、私の反対意見とさせていただきます。

○横田委員長 次に、本案を認定することに賛成の委員の意見を求めます。

齋藤委員。

○齋藤委員 認定第4号 令和3年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

令和3年度は、第8期介護保険事業計画の初年度であり、また、介護給付費は、新型コロナウイルス感染症予防等の影響もあり、事業計画値より下回ったものの、適正な介護給付サービスを行っており、概ね計画通りに進んでいると考えます。

また、高齢者を対象とした運動や栄養、認知症などの数多くの介護予防事業にもとりくんでおり、とくに令和3年度では、新たに高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業において、高齢者の心身の状況や家庭環境などについての実態把握を行い、介護予防のための必要なサービスを提供していくとりくみを積極的に推進されており、適正な介護保険運営に努めていると考えます。

3年後、団塊の世代が後期高齢者となる2025年を迎えるわけですが、その時に必要とされている地域包括ケアシステムの構築に向け、これらのとりくみは確実に効果が出てくるものと考えます。サービス利用が必要となったときに、安心して必要なサービスを受けることができる介護保険運営に努めていただくことをお願いし、私の賛成意見といたします。委員皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○横田委員長 これをもって、討論を終結します。

本案については、賛否両論であります。よって、これより採決を行います。

本案を認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○横田委員長 賛成多数であります。

よって、認定第4号 令和3年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、当委員会として、賛成多数で認定すべきものと決しました。

次に認定第5号 令和3年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、お諮りします。

本案については、当委員会として、認定すべきものと決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○横田委員長 異議なしと認めます。

よって、認定第5号 令和3年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、当委員会として、満場一致で認定すべきものと決しました。

次に、認定第6号 令和3年度斑鳩町水道事業会計決算の認定についてお諮りします。

本案については、当委員会として、認定すべきものと決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○横田委員長 異議なしと認めます。

よって、認定第6号 令和3年度斑鳩町水道事業会計決算の認定については、当委員会として、満場一致で認定すべきものと決しました。

次に、認定第7号 令和3年度斑鳩町下水道事業会計決算の認定について、お諮りします。

本案については、当委員会として、認定すべきものと決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○横田委員長 異議なしと認めます。

よって、認定第7号 令和3年度斑鳩町下水道事業会計決算の認定については、当委員会として、満場一致で認定すべきものと決しました。

以上をもちまして、本会議から付託を受けました、決算認定に係る議案の審査はすべて終了いたしました。

なお、当委員会の審査結果報告については正副委員長にご一任いただきたいと思いますと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○横田委員長 異議なしと認めます。

それでは、閉会にあたり、町長の挨拶をお受けします。

中西町長。

○中西町長 委員皆様には、昨日、今日と2日、長時間に渡りまして慎重にご審議いただき本当にありがとうございました。また付託しておりました案件につきましてご可決いただきましたこと、お礼を申しあげまして、簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○横田委員長 皆さんには、2日間にわたり熱心に審査を賜り、どうもありがとうございました。

以上で、決算審査特別委員会を閉会します。

お疲れさまでした。

( 午後4時41分 閉会 )